

# 行政院國家科學委員會專題研究計畫 成果報告

## 科技移轉與加工貿易在中國—對 Lemoine & Unal-Kesenci 工業二元論的挑戰(第 2 年) 研究成果報告(完整版)

計畫類別：個別型  
計畫編號：NSC 96-2415-H-343-006-SS2  
執行期間：97年08月01日至99年01月31日  
執行單位：南華大學管理經濟學系經濟學碩士班

計畫主持人：郭永興

計畫參與人員：碩士班研究生-兼任助理人員：張綿鐸

報告附件：國外研究心得報告  
赴大陸地區研究心得報告

處理方式：本計畫可公開查詢

中華民國 99 年 04 月 10 日

(計畫名稱)

科技移轉與加工貿易在中國—

對 Lemoine & Unal-Kesenci 工業二元論的挑戰

計畫類別： 個別型計畫  整合型計畫

計畫編號：NSC 96-2415-H-343-006-SS2

執行期間：2007/08/01 ~ 2010/01/31

計畫主持人：郭永興

共同主持人：

計畫參與人員：

成果報告類型(依經費核定清單規定繳交)： 精簡報告  完整報告

本成果報告包括以下應繳交之附件：

赴國外出差或研習心得報告一份

赴大陸地區出差或研習心得報告一份

出席國際學術會議心得報告及發表之論文各一份

國際合作研究計畫國外研究報告書一份

處理方式：除產學合作研究計畫、提升產業技術及人才培育研究計畫、  
列管計畫及下列情形者外，得立即公開查詢

涉及專利或其他智慧財產權， 一年  二年後可公開查詢

執行單位：

中 華 民 國 99 年 4 月 10 日

## 成果報告

加工貿易雖然已經佔中國外貿總額的一半，但是學術界對於加工貿易的了解還是相當有限，本研究試圖以田野調查、文獻考察、問卷調查的方式來深入研究加工貿易。

首先本文想以問卷調查的方式，證明加工貿易對於中國本土企業的科技移轉效果。但是礙於問卷回收率低（對約八百家台商，發送問卷三次，卻只有十四份的問卷回收），因此沒有理想的研究成果。

不過，透過田野調查與文獻考察的方式，對於加工貿易的研究，得到相當好的成效。尤其將會有一篇論文，刊登在日本頂級期刊，預計可以成為日本學術界加工貿易的重要參考文獻。

以田野調查與文獻考察的方式，對於加工貿易的研究，有三項的具體研究成果。一次日本中國經濟學會的論文發表與一篇是已經出版的日文論文，以及一篇即將出版的日文論文(審稿意見為修改後刊出)。詳細情形如下。

### 1

郭永興 (2008)。中国加工貿易におけるロビー活動—取引費用の観点からの分析。第7回中国經濟学会全国大会。東京。

中譯: 郭永興 (2008)。中國加工貿易中的遊說活動—交易成本觀點之分析。第七屆中國經濟學會全國大會。東京。

### 2

郭永興 (2008)。轉換期に立つ中国の来料加工制度— 深圳テクノセンターを事例に。經濟論叢 (京都大学經濟学会発行)，182 卷 2 号，p. 50-67。

中譯: 郭永興 (2008)。轉換期中的中國來料加工制度—以日技城為例。經濟論叢 (京都大學經濟學會發行)，182 卷 2 號，p. 50-67。

### 3

郭永興。中国加工貿易 30 年(1979-2008)—中国政府の政策と外資企業のロビー活動の相互作用を巡る制度変革の分析。アジア經濟。(註：此期刊『亞細亞經濟』，為日本政府智庫亞細亞經濟研究所發行的學術期刊，在日本的發展經濟學、區域研究以及中國經濟研究領域內，歷史最久也被視為難度最高的期刊，雖然日本國內沒有類似 SSCI 的期刊排名，不過該期刊在日本文部省的教授升等審查中，列名評價給點最高級的期刊之中。過去十年間，除了筆者 2006 年的一篇論文外，沒有台灣學者在這期刊中，發表過經濟學類的學術論文)。

中譯: 郭永興。中國加工貿易 30 年(1979-2008)—中國政府政策與外商遊說活動所構成之制度變遷研究。亞細亞經濟(審稿意見為修改後刊出)。

由於日本中國經濟學會的發表論文，在期中報告中已經附上，本成果報告僅附上第二項及第三項研究成果（第三項研究成果因還在修改中，因此附上草稿）。

# 經濟論叢

第182卷 第2号

山本裕美教授記念號

---

献 辞	森 棟 公 夫	
地球温暖化と大気汚染を考慮した マルムクイスト生産性指数の推計	森 脇 祥 太	1
インドネシアの世帯間所得格差 に関する一考察	東 方 孝 之	17
携帯電話によるインターネット利用 プラットフォームの計量分析	黒 田 敏 史	29
転換期に立つ中国の来料加工貿易制度	郭 永 興	50
市場經濟移行期における中国鉄鋼業の分析： 鞍山鋼鉄集団公司を例として	韓 光 燦	68
中国国有林の經營体制改革	劉 春 發	87
Comparing the Interfirm Relations in Motorcycle Industry in China, Taiwan, and India	Moriki OHARA	105

山本裕美 教授 略歴・著作目録

---

平成20年 8 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

ISSN 0013-0273

# Keizai-Ronso

(THE ECONOMIC REVIEW)

Vol. 182, No. 2

August 2008

*In Commemoration of Prof. H. Yamamoto*

## CONTENTS

- Dedication to Professor Hiromi Yamamoto ..... *Kimio MORIMUNE*
- The Estimation of the Malmquist Productivity Index Taking Account of  
the Influences of the Global Warming and the Air Pollution :  
OECD Countries during 1991-2005..... *Shota MORIWAKI*
- Household Income Inequality in Indonesia :  
A Result of Decomposition Analysis Using  
2005 Socioeconomic Survey Data ..... *Takayuki HIGASHIKATA*
- An Econometric Analysis of Internet  
Access Platform via Mobile Phone ..... *Toshifumi KURODA*
- China's Contractual Processing Trade at the Turning Point :  
A Case Study of Techno Centre Ltd. in Shengzhen ..... *Yung-Hsing GUO*
- An Analysis of China's Iron Steel Industry during  
the Transition to a Market Economy :  
A Case of Anshan Iron and Steel Group Corporation ..... *Guangcan HAN*
- The Management Reform of China's State-Owned Forest Farms ... *Chunfa LIU*
- Comparing the Interfirm Relations in Motorcycle  
Industry in China, Taiwan, and India..... *Moriki OHARA*
- Brief Biography of Prof. *H. Yamamoto*  
Bibliography of Prof. *H. Yamamoto's Works*

Published

by

**KYOTO DAIGAKU KEIZAIGAKU-KAI**  
(KYOTO UNIVERSITY ECONOMIC SOCIETY)

雑誌 03521-8

定価 1,020円

本体 971円

経済論叢  
平成二十年八月一日発行

## 転換期に立つ中国の来料加工貿易制度

——深圳テクノセクターを事例に——

郭 永 興\*

### はじめに

「来料加工」と「進料加工」に構成される加工貿易制度は、中国の急速な経済成長に大いに貢献してきた。このような見解は、中国経済の標準的な教科書に掲載されるほど、広く認められる<sup>1)</sup>。中国政府は70年代末に、改革開放政策に転換した同時に、来料加工を含む加工貿易を奨励してきた。その結果、80年代以後、中国の国際貿易に占める加工貿易の割合は徐々に上昇し、90年代以後約4割～5割を占めている。特に、中国の輸出に対する加工貿易の比率は1995年以後常に5割を超えている。加工貿易は中国の農村余剰労働力の吸収と貿易黒字の維持に最も重要な源になっている。(黒田 [2001]; 関 [2002], [2005]; 加藤 [2003a], [2003b]; 大橋 [2003]; Gaulier, Lemoine and Unal-Kesenci [2007])

ところが、中国の貿易収支は、貿易黒字が定着した94年以降、04年までは年300億ドル前後で推移していたが、2005年には前年から一気に3倍以上に増加して1000億ドルを突破し、2006年にも74%増という高成長率を維持し、1775億ドルと過去最高を更新した。(経済産業省 [2007]) 中国政府にとっては、

\* この研究においては、筆者は台湾の国家科学委員会からの経費援助を受けた。(プロジェクト番号 NSC 96-2415-H-343-006-S2) ここに記して感謝の意を表す。

1) 例えは、欧米の大学で中国経済の教科書としてよく使われている *The Chinese Economy: Transitions And Growth* (Naughton 2006) には、国際貿易と外国投資の二章で、加工貿易は中国の国際貿易の原動力として、大きく取り上げている。

貿易黒字が急増するとともに、米国やEU等との貿易摩擦と人民元の切り上げがより厳しい問題になっている。(水野 [2007], 井上 [2007a], [2007b]) 貿易黒字を解消するため、中国政府は加工貿易制度の引締めに着手している。

後述するように、来料加工は進料加工より、中国中央政府にもたらす財政収入等の経済利益が少ないので、中国政府が打ち出した加工貿易制度の引締め策においては、来料加工に対する制限が最も厳しく設けられている。それによって、日系企業を含めて、来料加工を利用してきた外資企業、特に中小企業は経営環境の悪化に直面している。

本稿では、中国進出に対する中小企業支援で有名な深圳テクノセクターを事例に、来料加工制度の最新変化が日系企業に与えている影響と、日系企業の対応策を考察し、今後の中国経済発展における来料加工の役割と来料加工を利用する日系企業の行方を検討する<sup>2)</sup>。本論文の構成は以下のとおりである。第1節では、来料加工制度の内容とこれまでの変革を考察する。その後、近年の中国政府による来料加工に対する引締め策の背景と政策内容及び影響を分析する。第2節では、まず、深圳テクノセクターの成立と発展を簡単に説明する。その後、深圳テクノセクターに対する、引締め策の影響を考察する。結論ではこれまでの議論を総括する。

### I 来料加工制度の変革

#### I 来料加工の誕生と発展

中国政府の加工貿易は、79年の3月と9月に、国务院が「以進養出試行弁法」<sup>3)</sup>と「対外組み立て加工の展開と中小型補償貿易弁法」(国発 [1979] 220号)を発表したことに始まる。この二つの法令は、来料加工と補償貿易という

2) この論文の資料の多数は、京都大学経済学研究所の山本裕美教授が主催する2008年春の華南地域における現地調査によって収集されたものである。

3) この法令は2001年に国务院に廃止されたが、中央機構編成委員会弁公室のウェブサイトで閲覧できる。(http://www.china.org.cn/zcfg/zcfg/2007-12/10/content\_5142482.htm)



形式の加工貿易<sup>4)</sup>を認めた。当時の来料加工とは、外国企業が原料や資材を中国に搬入し、中国の国営企業もしくは集団企業（郷鎮企業）へ組立・加工を委託し、全ての完成品は外国企業が引き受けて海外へ輸出し、中国企業は外国企業から加工費を受け取るというものであった。補償貿易とは、外国企業が設備機械、技術などを中国の国営企業と集団企業に輸出し、中国企業が該当技術、設備で生産された製品により輸入代金を返済することである。

また加工貿易の基本構造が79年に発表されたこの二つの法令によって決められた。その基本構造とは、中国政府が外貨獲得を目的に、加工貿易を認可すること、加工貿易を振興するために、中国政府が加工貿易企業に優遇政策を与えることである。優遇政策の中で、最も重要な措置は加工貿易用の輸入中間財及び生産設備の関税が免除されることである。この仕組みを通じて、中国には高関税が存在しながら、加工貿易企業が生産活動と国際貿易を行う際、関税障壁の問題を回避できるのである。

80年代には、加工貿易における外資の役割が大きく変わった。来料加工の進展と進料加工の確立によって、外資は委託加工の依頼者から生産工場の実質的な管理者に変化したのである。前述したように、70年代末、中国政府は来料加工という形の加工貿易を認めた。最初の法令による来料加工とは、外資が生産過程を中国の既存の国営企業か集団企業に委託するのであり、中国側は生産工場を所有し、生産管理を行うものであった。ところが、80年代後半から、香港企業と広東省の郷鎮や村政府の調整によって、新たな形の来料加工が編み出された。（関 [2002]）この広東式委託加工では、中国側の郷鎮や村政府の役割は、工場を建設し、賃貸方式で外資に提供し、また名目上の工場長一名を工場に派遣するのみである。このような工場は、名目的に地元政府の集団企業に属するが、生産活動に関わる業務は外資企業の駐在員に管理されるのである。このよ

4) 80年代には、来料加工の以外に、来料加工と来料加工という形式の委託加工貿易も形成された。来料加工は外国企業が中国企業に材料を提供するが、来料加工と来料加工は部品とサンプルを提供する。中国では、来料加工、来料加工、来料加工と補償貿易を合わせて「三来一補」と呼ばれる。

表1 中国加工貿易の輸出方式別金額1994-2004年

	金額 (億米ドル)			比率 (%)	
	来料加工	進料加工	輸出総金額	来料加工	進料加工
1994	181.5	388.3	569.8	31.86	68.14
1995	206.6	530.6	737.2	28.03	71.97
1996	342.4	600.9	843.3	28.74	71.26
1997	294.6	701.9	996.6	29.57	70.43
1998	307.4	737.2	1,044.5	29.43	70.57
1999	357.7	751.2	1,108.8	32.26	67.74
2000	411.2	965.3	1,376.5	29.87	70.13
2001	422.3	1052.1	1474.3	28.64	71.36
2002	474.7	1,324.5	1,799.3	26.38	73.62
2003	543.3	1,875.2	2,418.5	22.46	77.54
2004	685.7	2,594.2	3,279.9	20.91	79.09

出所：劉徳学 [2006], p. 63, 表3-3。

うな加工貿易企業は、中国での企業登記をせず、外資企業の法人格を持たないので、統計上、中国での外資直接投資と見なされないが、実際には直接投資のような工場運営を行っている。

来料加工は80年代から、加工貿易の主な形式の一つになってきたが、来料加工における外資は中国での正式な法人格がなく、税務を含む外資企業の各優遇策を受けられない。なお、来料加工の場合、製品の100%海外輸出が義務付けられていたので、国内市場を意識する外資企業は、直接国内販売ができてきた進料加工方式に傾いた<sup>5)</sup>。進料加工とは、外国の依頼側が原材料などを有償で外国企業の現地法人を含む中国企業に提供し、保税<sup>6)</sup>にて中国国内で加工され、その後製品が有償で外国の依頼側へ再輸出されるという加工貿易である<sup>7)</sup>。進料加工は来料加工とよく似ているが、進料加工の輸出入ではそれぞれ決済が行わ

5) 外資企業にとって、進料加工と来料加工のそれぞれのメリットとデメリットは、滋賀銀行香港支店 [2005] と長谷川 [2006] の分析が詳しい。

6) 進料加工の場合、許可を受ける生産企業は受託製品の一部を、国内販売することもできる。その際、輸入した原材料は、輸出と国内販売の割合に応じて保税・非保税の管理が義務付けられる。

7) 来料加工企業の収入は外国の依頼側から振り込まれる加工費に対し、進料加工企業の収入は、外国の依頼側との輸出入取引の差額である。



れるので、外資は貿易権を有する現地法人を設立しなければならぬ。中国における外資の独資企業や中外合弁企業の増加と共に、85年以降、進料加工方式の加工貿易は急速に成長し、89年の輸出入総額では来料加工を抜いて、最大規模の加工貿易方式になっている。(黄・陳 [2004]) また、来料加工が盛んな広東省では、進料加工の輸出入総額が来料加工を抜いたのは1994年であった。(山本 [2003])

表1は94年から04年まで中国加工貿易の輸出方式の統計を示した。前述したように、80年代末に輸出入総額では、来料加工が進料加工に抜かれたものの、その後、来料加工の輸出額自体は、安定基調で成長してきた。94年から04年までの11年間、来料加工の輸出額が3倍以上に膨らんだ。ただし、国内市場を意識する外資企業の投資が急速に増加し、同じ時期に進料加工の輸出額が6倍以上に膨張した。それによって、加工貿易の輸出における来料加工の割合が低下しつつある。90年代には、その比率は3割前後で推移していたが、2000年以降急速低下し、04年には2割まで落ちた。全輸出額に占める割合という点から見れば、中国の国際貿易における来料加工の役割が低下しているが、外資企業の中投資の速成股の一つという点から見れば、来料加工は依然として重要な役割を果たしている。その理由は、外資企業にとって来料加工には大きなメリットがあるからだ。その大きなメリットとは、郷鎮や村政府が工場用地と工場建設を負担し、賃貸工場という方式によって、企業運営の初期費用が低いことその他に、企業が郷鎮や村政府に加工費や工場の賃貸料金をさええれば、地元政府の保護下に置かれ、中国での経営リスクが減少できるのである。

## 2 来料加工の引締め策

01年以降、中国経済が力強く成長すると同時に、外貨準備高も急増した。(人民網日本語版2006年10月23日) これによって、加工貿易における外資企業が外貨をもたらずというメリットの重要性が薄くなった。また、中国政府にとっては、貿易黒字が急増するとともに、米国やEU等との貿易摩擦と人民

の切り上げがより厳しい問題になっている。貿易黒字を解消するため、中国政府が最初に着手したのは増値税還付率の引下げである。(張聡徳 [2003]) また、中国政府は03年10月に「輸出貨物還付税率調整に関する通知」(財税 [2003] 222号)を公布した。それによって、輸出品に適用される還付率が2004年1月1日より、当時の平均15%から平均3%へ引下げられた。その後、数回にわたって、増値税還付率が段階的に引下げられてきた。また中国政府は、07年7月23日に「加工貿易制限分類の規制強化にかかわる公告」(商務部・税関総署公告 [2007] 第44号)が公布され、8月23日より施行された。44号公告では、労働集約産業に関わる繊維1539品目、プラスチックの原料等150品目など全税目品の約15%を占める1853品目が制限類に追加された。これにより、制限類商品は394品目から2247品目へと大いに拡大し、今まで加工貿易保証金の納付と無関係であった多数の企業も保証金の準備に迫られるようになった<sup>8)</sup>。

前述した増値税還付率の引下げと制限類商品の品目拡大という加工貿易制限策は、来料加工企業と進料加工企業に対して同様に、影響を与えた。ところが、44号公告では、来料加工企業のみ深刻な打撃を与え、条文がある。44号公告の第5条では、公布日の7月23日までに貿易権(自営輸出権)を獲得していない東部地区<sup>9)</sup>企業については、制限類商品加工貿易業務展開申請は受理されないと明記した。この条文は二つの意味がある。まず、当然ながら、中西部地域を除いて、制限分類を取り扱う加工貿易企業を新設することができなくなる(東部地域であっても保税区・輸出加工区においては加工貿易業務を行うことが可能)。また、中西部地域を除いて、制限類商品加工貿易に従事する来料加工企業は新たな請負ができなくなる。前述したように、来料加工企業とは地元

8) 加工貿易の場合、輸入原材料や生産設備が保税される代わりに税金(関税・増値税)相当額を保証金として税関に預け入れなければならないとする「加工貿易保証金制度」がある。

9) 東部地区は北京市、天津市、上海市、河北省、山東省、遼寧省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省を指す。東部地区以外の中西部地区では、2006年の加工貿易輸出額は全国の2.6%しか占めなかった。44号公告では、中西部地区における企業への様々な優遇政策が打ち出されて、中西部地区への加工貿易移転促進という狙いがあると考えられる。(三井住友銀行中国業務推進部 [2007])



政府が工場を建てて労働者を雇い、そこに外資企業が設備と技術を持ち込んで海外から委託生産を請負う方式である。このような工場が、外資企業を実効的に支配するが、名目的に地元政府の集団企業に属するのである。よって、来料加工方式の外資企業は、貿易権を持たず、地場政府系貿易企業に部材輸入・製品輸出を委託するのである。今回の公告では、「貿易権を獲得していない企業」という条文の目標は正に来料加工企業を対象としている。(加藤 [2007]) その狙いは、制限類商品を手掛ける来料加工企業を運営させないようにし、外資企業の身分が曖昧な来料加工企業を明確な法人格を持つ外資企業(三資企業)への転換を促すためと考えられる。このため、44号公告の第5条は但し書きが付記された。それは、加工貿易の委託業務を引き受けた経験がありながら貿易権を取得していない生産企業については、07年10月23日までに地方政府部門へ届出を行い、かつ規定期間内に貿易権を備える企業に転向すれば、第5条の対象にならないのである。

何故、中国政府は来料加工企業に、より厳しい制限を与えて、来料加工企業を進料加工企業への転換を促すのか。その理由としては、来料加工が進料加工より、中国中央政府に貢献する財政収入等の経済利益が少ないからであると考えられる。進料加工の場合、企業は外資企業として企業所得税<sup>10)</sup>を上納するところが、来料加工の場合、企業は郷鎮企業や集団企業の名目で、地元政府に關わる会計事務所の協力を得て、国内企業として上納すべき企業所得税を少額で済ませることができる。従って、来料加工企業は、実質的に中央政府に企業所得税を上納しない、あるいは僅かな金額をしか支払わないのである。

来料加工企業は中央政府に企業所得税を上納しないが、様々な名目で、工場の賃貸料金以外に、地元政府に多額の金額を納付する。来料加工においては、

地元政府は管理費を名目として加工費の一部を徴収する。(関 [2002]) 加工貿易企業が上納した加工費は、市、鎮と村政府に配分される。2008年春に東莞市で筆者のヒアリング調査により、鎮と村の配分比率は企業が所在する鎮によって異なることが分かった。清溪鎮のある日系企業の場合、企業が市、鎮と村にそれぞれ加工費の5%、17%、6%を上納する。常平鎮のある台湾企業の場合、企業が市、鎮と村にそれぞれ加工費の5%、6%、14%を上納する。また、管理費以外に、貿易代行費用は地方政府が得られるもう一つの重要な加工貿易収入である。前述したように、来料加工では、加工貿易企業は貿易権がなく、貿易権を持つ郷鎮政府系貿易会社に、貿易業務を委託するのである。2008年春に深圳市である日系企業に対するヒアリング調査で得た資料によると、当該企業は加工費の15.23%を区と鎮の管理費として区政府に上納するほか、貿易サービス料(外経服務費)として、加工費の5%を鎮政府(2004年7月以降、街道并事処に変更された)に上納する。以上のように、来料加工企業は本来、中央政府に上納すべき税金は、様々な名目で地方政府に支払っている。このことは中央政府にとって、望ましいことではない。よって、中国政府は来料加工企業を進料加工企業への転換を促していると結論できる。

## II 深圳テックノセンターの変革

### 1 深圳テックノセンターの誕生と発展

日本大手電機メーカーは、85年のプラザ合意以降、円高による競争力喪失を防ぐために、まず ASEAN へ、ついで90年代以降、投資環境が改善され始めた中国へ、日本の対世界輸出拠点を移転した。後者の中国の中で、特にこうした輸出型工場移転の大きな受け皿になったのが珠江デルタである。中国における日本大手電機企業は競争力を維持するためには、部品の現地調達率を引上げなければならぬ。ただしその際、現地に既に進出している台湾系、香港系企業には製造不可能で、日本の中小企業にしか提供できない部品が数多くあることが問題となった。現地調達の問題を解決するために、大手企業は日本におけ

10) 企業所得税法について、2008年1月1日まで内外資企業では適用される法律そのものが異なっていた。企業所得税率は地場企業の場合は22%である。一方、外資は税法上の基本税率は名目33%となっているものの、各種の優遇税制を利用した後の実質税率は地場の半分以上の場合もあった。このため、2008年1月1日から「企業所得税法」が施行され、内外資企業ともに基本所得税率は25%で統一されることになった。



る下請の中小企業に中国進出を要請せざるを得ない。但し、経験と資金が不足している中小企業にとって、海外進出は非常に大きな冒険であり、なかなか実行できなかった。この窮地を打破するためには、協力機関の協力が不可欠である。深圳テクノセクターはそうした協力機関の代表として位置づけられている<sup>11)</sup>。

91年には、香港で日系企業の私的な懇親会「八日会」のメンバーの40人（個人、法人を含め）は、約5000万円を集め、中国に進出する日本の中小企業を支援する工業団地の設立を計画し、香港で「日技城有限公司」(Techno Centre Ltd.)を設立した。特定の企業や個人の影響力を抑えるために、当初は出資額を個人は当時の為替レートで約50万円まで、法人は約5000万円までに制限していた。設立した当時の代表幹事たちは、香港から華南地域にかけて華人地域の投資経験が豊富なベテランであり、前述した米料加工の仕組みをテクノセクターの経営方式として採用した。92年には、香港法人日技城有限公司の名目で、深圳市龍崗区布吉鎮（経済特区外）と委託加工の契約を結び、布吉鎮華興工業区で「布吉日技城製造廠」を設立し、入居企業5社でスタートした。

それ以来、入居希望者が増加したため、最初の工場を第1セクターにして、第2、第3セクターを増設した。第1、第2セクターは一時的な入居企業を受け入れる施設として設立され、その後閉鎖された。第3セクターは宝安区觀瀾鎮桂花村に設立されている。第1、第2セクターは既存の建物を借りて設立されたが、第3セクターの場合、テクノセクターは広い6 haの土地を取得して工場、寮、食堂棟などを建設し、本格的な日本企業の工業団地を形成している。筆者が現地調査を行った2008年の春の時点で、入居企業は約50社となっている。テクノセクターの入居企業になろうとする日本の中小企業は、まず香港に現地法人を設立する。この香港法人とテクノセクターが委託加工契約を結ぶ。そ

して、テクノセクターに対して無償貸付の形により、香港経由で機械設備をテクノセクターに持ち込む。工場の管理は日本の中小企業側が香港からの出向の形で管理者を送り込む。中国人労働者はテクノセクターが採用し、セクターから各工場に派遣する。生産用の材料、部品は香港の現地法人から輸入され、製品は香港の現地法人へ輸出される。テクノセクターの基本的な収入源は、通常の貸工場と同様に、入居企業からのテナント料と各種手数料である。しかし、収入に関してテクノセクターと通常の貸工場の大きな違いは何かというと、テクノセクターでは、テナントに対してワーカーを派遣する以外に、原材料、製品の輸出入の通関業務を代行する。そして、労働者派遣と代行業務について、テナント企業から一定の費用を受け取るのである。

中小企業にとって、テクノセクターのテナントになるのは以下のメリットがあるからである。第1に、入居企業は自身で工場の管理運営を行うが、形式上、テクノセクターに委託加工する形になるため、会社設立登記の必要がない。そのため、中国での法人税が発生しない。第2に、工場、従業員の寮、食堂、インフラ等をテクノセクターが用意するために、初期投資にかかる巨額の経費を節約できる。しかも、失敗した場合のリスクが抑制でき、速やかな撤退が可能である。第3に、ワーカーはテクノセクターから提供され、また労務管理をテクノセクターに任せるために、労使紛糾を避けることができる。第4に、テクノセクターは財務、法務、通関、地元との交渉等の業務を代行するために、海外経験がない、あるいは中国での経営環境に馴染まない企業でも、中国での直接投資が可能になる。

## 2 経営環境の悪化に直面する深圳テクノセクター

華南地域におけるテクノセクターの意義としては以下の二つが挙げられる。一つは日本の中小企業の対中投資の第1ステップとなることである。資金と海外経験が無い中小企業は、テクノセクターで海外進出の第1ステップとして対中投資や委託加工のノウハウを獲得し、その後、独立する、というルートをと

11) テクノセクターについては、藤原 [1997]、長谷川 [2001]、岡 [2002] 等の研究が参考になる。以下のテクノセクターの説明と分析は、先行研究と2002年夏及び2008年春、山本裕美教授が行った現地調査に基づく。



どることができ。もう一つは、テクノセンターのビジネスモデルのスピルオーバー効果である。現在、華南地域では、テクノセンターのビジネスモデルを手本として、日本企業向け工業団地を続々と設立している<sup>13)</sup>。

テクノセンターは92年から、順調に発展してきたが、近年、来料加工に対する中国政府の厳しい引締め策が、テクノセンターのこれからの発展に影響を落している。2008年春季の現地調査で、テクノセンター経営陣は、引締め策を含む来料加工の経営環境の悪化で、テクノセンターが保守的な経営になることを示した。厳しくなっている経営環境は如何にテクノセンターの経営に影響するの

か、以下で詳しく説明する。

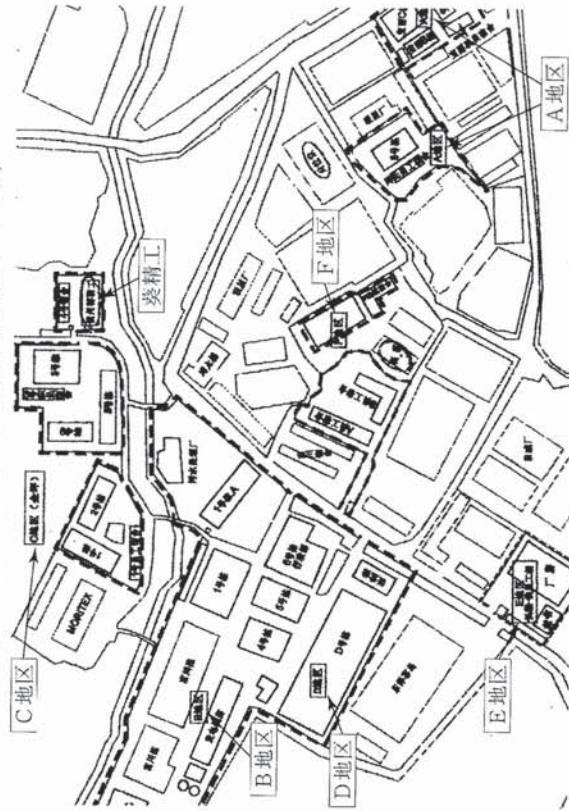
#### (1) 「騰籠換鳥」

中国商務部は06年1月に「万商西進」計画(3年の時間をかけて1万社の外資企業・東部企業が中西部に投資する計画)や07年11月に「加工貿易傾斜転活動」計画(加工貿易を沿岸部から内陸部への転移計画)を打ち出して製造拠点を内陸部へ拡散させるよう促している。広東省は、中央政府の政策に合わせて、珠江デルタを中心とする先発地域から低付加価値産業をその周辺の後発地域に移転する一方で、高付加価値産業を迎えるという「騰籠換鳥」(籠の中の鳥を取り替える)戦略を進めている。

「騰籠換鳥」政策の影響で、先発地域における村や鎮政府は高付加価値産業ではない中小外資企業に対して、厳しい姿勢を示すようになっていく。このような雰囲気の中で、テクノセンターは村政府に貸借している工場から押し出されるようなことに遭った。07年の7月に、村政府は、新しいビルディングを建てるために、図1のA地区周辺の村の所有工場を07年10月賃貸契約期限到来とともに返却するよう突然要請した。その地で作業していたテクノセンターの関連するテナントは9社にわたり、全テナントに対し10月末までに工場から退

12) 2008年春季の現地調査で、筆者はテクノセンターのビジネスモデルを模倣し、日系企業向け工業団地をつくった「名立有限公司」を訪問した。この会社の経営者は、筆者のインタビューに対し、当社の設立と運営方式は大いにテクノセンターに影響されたと証言した。

図1 テクノセンターの平面図 (2008年バージョン)



出所: テクノセンターニュース, 第119号 (2008年02月20日発行)<sup>13)</sup>。

去すようにとの一方的な内容をテクノセンターに通告した。テクノセンターは、何度も村の政府とこの通告内容の取り消しを求め交渉したが、結果として07年末までの退去というところまで譲歩を得たに過ぎなかった。このため、テクノセンターは慌てて、撤去されたテナントをB・C・D・E地区の利用可能場所へ移転させた。また、テクノセンターはE地区とC地区で、必要最小限度の工場建設や隣接する工場建屋の賃貸等により、移転に必要なスペースを確保した。テクノセンターのスタッフの努力によって、9つのテナントの移転問題が無事に終わったが、スタッフの多忙で、07年秋季には恒例行事のテクノセンター運動会は中止された<sup>14)</sup>。

13) <http://www.technocentre.com.hk/news/news119.html>

14) テクノセンターニュース, 第115号 (2007年09月20日発行) (<http://www.technocentre.com.hk/news/news115.html>)



表2 深圳の最低賃金 (2001-2008年)

(単位:元/月)

年 度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
深圳特区内	574	600	600	610	690	810	850	1,000
深圳特区外	440	462	465	480	580	700	750	900

出所: ヒアリング調査に基づき筆者作成。

## (2) 投資環境悪化と貿易政策の影響

近年では、人件費の切り上げ、原材料価格や労働コストの上昇などは、製造業を営む外資企業の経営を圧迫している。香港発の日本語新聞紙『香港ポスト』は香港貿易発展局のリポートを引用し、06年と07年の2年で労働コストの上昇と人件費の切り上げだけで、珠江デルタでの生産コストは6-12%上昇しているという。さらに原材料価格の上昇と公共料金の引き上げ等を加えれば、生産コストの上昇率は30%を超える業種もあるという<sup>15)</sup>。2008年春の現地調査で、テクノセクターの会長と社長も生産コストの上昇、特に労働コストの急速な上昇<sup>16)</sup>は、当社の今後の経営に大きな影響を与えていると語った。

深圳市で最低賃金は保障制度が導入された1992年に1ヶ月245元であった(三菱東京UFJ銀行[2007])。その後、最低賃金が緩やかに上昇し、表2で示されるように、04年まで深圳経済特区最低賃金は1ヶ月600元前後に維持されていた。ところが、04年以降、最低賃金が急速に上がってきて、08年に1000元台に至っている。04年から08年までの5年間に、テクノセクターが所在する深圳経済特区外の最低賃金の年平均上昇率は18%であり、このような急速な最低賃金の上昇はテクノセクターに大きな生産コストの負担を与えている。表3と表4で示されるように、深圳市当局が最低賃金を上げる際、テクノセン

15) 中国情報局ウェブサイトを引用。『香港ポスト』「珠江デルタで投資環境悪化」, 2007年12月24日。(http://news.searchchina.net/jp/dispatch?y=2007&id=1224&f=business\_1224\_001.shtml)

16) 中国では、2008年1月1日に労働契約法(中国語では「労働合同法」)が施行され、労働者側の権利が大幅に拡大された。これによって、企業側の生産コストが大きく増加することも予想される。ところが、2008年春の現地調査の段階では、この新法の施行細則がまだ公表されていなかったため、この新法がテクノセクターの運営にどのような影響を与えるかというところは、本論文では検討できない。

表3 テクノセクター基本給 (2007年10月1日改定) (給与単位:元)

職 位	一般	副班長	副班長	班長	班長	職員	職員
等級	1級(B)	1級(A)	2級(B)	2級(A)	3級(B)	3級(A)	4級(B)
時間給(2006)	4.02	4.02	4.05	4.15	4.15	4.29	4.29
時間給(2007)	4.31	4.31	4.33	4.44	4.44	4.58	4.58
年上昇率%	7.2	7.2	6.9	7.0	7.0	6.8	6.8
2007年月給*	750	750	754	773	773	797	797
職 位	副主任	主任	副課長	課長	高級課長	副部長	部長
等級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
時間給(2006)	4.52	4.92	5.32	5.82	6.42	6.92	7.92
時間給(2007)	4.81	4.92	5.32	5.82	6.42	6.92	7.92
年上昇率%	6.4	0	0	0	0	0	0
2007年月給*	837	857	926	1,013	1,118	1,205	1,379

\* 月間稼働時間は174時間の場合。

出所: テクノセクターの内部資料。

表4 テクノセクター新卒初任給 (2007年10月1日改定) (給与単位:元)

職 位	高卒		中専 <sup>※</sup>		中技 <sup>※</sup>		大専 <sup>※</sup>	
	一般	一般	一般	一般	一般	職員	職員	職員
等級	1級(B)	1級(A)	1級(B)	1級(A)	1級(B)	1級(A)	4級(B)	4級(A)
時間給(2006)	4.02	4.02	4.02	4.02	4.02	4.02	4.29	4.29
時間給(2007)	4.31	4.31	4.31	4.31	4.31	4.31	4.58	4.58
年上昇率%	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	6.8	6.8
2007年月給*	750	750	750	750	750	797	813	813

※ 「中専」は「中等专业学校」, 「中技」は「中等技術学校」の略で、日本の専門学校に近い学制。「大専」は「大学程度の専科学校」の略で、日本の短期大学に近い学制で、3年制が普通だが、4年制大学が「大専」コースを設けていることも多い。

\* 月間稼働時間は174時間の場合。

出所: テクノセクターの内部資料。

ターは最低賃金レベルの高卒新入社員のみならず、ほか多数の従業員も上昇させなければならないのである。



前述した来料加工企業を進料加工企業へ転換させるための規制策は、テクノセンターにどのような影響を与えているのか。44号公告では、貿易権がない来料加工企業は、制限商品加工貿易業務展開申請は受理されないとされた。だが、44号公告で制限類に追加された主な商品は繊維類とプラスチック類であり、テクノセンターのテナント企業のはほとんどは電子、電器、機械関連の企業なので、実際の場合、テクノセンターは来料加工企業だけの規制策にあまり影響されていらないのである。とはいえ、中国政府による将来的に、できるだけ来料加工企業を進料加工企業へ転換させるといふ政策ムードは、来料加工企業に脅威を与えている。2008年春の現地調査で、テクノセンターの生みの親と呼ばれる石井次郎氏は、「現在、色々な状況が大変だが、今後のテクノセンターに、最も影響があるのは、加工貿易政策だ。政策の先が不透明である現在では、テクノセンターは来料加工ではない経営方式を採っている」と語った。つまり、加工企業の未来が読めない現在では、テクノセンターは来料加工が中国政府に封鎖されても、企業運営が継続できる方向を模索している。

## 結 論

本稿では、テクノセンターを例に、中国来料加工制度の変化と来料加工を利用する企業の経営状況を考察した。80年代末以降、中国の国際貿易における来料加工の割合が低下しつつあるが、外資企業の対中投資の選択肢の一つという点から見れば、来料加工は依然として重要な役割を發揮している。来料加工の場合、外資企業が賃貸工場という方式によって、企業運営の初期費用を節約できる。このことは資金力が不足している中小企業にとって、大きなメリットだ。日系中小企業の中国進出については、初期費用が低い来料加工以外に、テクノセンターなどの協力機関の存在も大きい。テクノセンターは財務、法務、通関、地元との交渉等の業務を代行するために、海外経験がない、あるいは中国での環境に馴染まない企業でも、中国での直接投資が可能になる。

ところが、中国政府は貿易黒字を抑えるため、加工貿易の規制策を打ち出し

た。また、来料加工は進料加工より、財政収入等の面で中国中央政府への経済利益が少ないので、中国政府は来料加工企業を進料加工企業へ転換させている。さらに政府の規制策の以外に、近年テクノセンターの運営は、「騰籠換鳥」政策や労働コストの急上昇等の投資環境悪化に影響されている。このように、来料加工を経営方式にするテクノセンターは、今後の存亡に関わる重大な問題に直面している。

この論文の資料の多数は、2008年春の華南地域における現地調査によって収集されたものである。当時は2008年の世界的な不況が発生する前であったにも関わらず、訪問先の華南における外資企業のはほとんどは、既に将来の経営に対して、保守的な姿勢になり、工場建設等の追加的な投資は行わないと表明していた。その理由としては、中国の生産環境と政策の変化は急速で、企業の投資回収が難しくなることを挙げた。これらの企業は生産性を高める投資を放棄し、「その日暮らし」という気持ちで、生産活動をしている。今後、来料加工の経営環境を改善する政策が打ち出されない限り、テクノセンターのような協力機関を含む来料加工企業の明るい未来はないであろう。

## 参 考 文 献

### 日本語

- 井上和子「中国の加工貿易の環境変化と珠江デルタの産業構造高度化」、『日本貿易月報』2007年10月号（第652号）、2007年a。  
 ———「拡大する中国の貿易黒字と貿易構造転換——進められる加工貿易の抑制」、『経営センター』2007年11月号、2007年b。  
 大橋英夫『経済の国際化（シリーズ現代中国経済5）』名古屋大学出版会、2003年。  
 加藤 修「華南・加工貿易規制拡大で迫られるビジョン構築」中国情報局ウェブサイトに経済コラム2007年9月25日。（[http://news.searchina.net/jp/disp.cgi?y=2007&d=0925&f=column\\_0925\\_004.shtml](http://news.searchina.net/jp/disp.cgi?y=2007&d=0925&f=column_0925_004.shtml)）  
 加藤弘之『地域の発展（シリーズ現代中国経済6）』名古屋大学出版会、2003年a。  
 ———「躍進する中国沿海部——温州と東莞」日中経済協会編『対中ビジネスの経営戦略——中堅、中小企業への提言』若草社、2003年b。  
 黒田篤郎『メイド イン チャイナ』東洋経済新報社、2001年。

- 経済産業省『通商白書2007』経済産業省, 2007年。(http://www.meti.go.jp/report/tshaku2007/index.html)
- 佐藤正明『望郷と訣別を——国際化を体現した男の物語』文藝春秋, 1997年。
- 滋賀銀行香港支店『華南地域における来料加工と独資現法の経営モデル比較』、『中国経済産業レポート』, 2005年。(http://www.k3.shigaplaza.or.jp/chugoku/rep/2005rep-1.html)
- 関 満博『世界の工場——中国華南と日本企業』新評論, 2002年。
- 『台湾IT産業の中国長江デルタ集積』経営労働協会, 2005年。
- 人民網日本語版『膨張を続ける中国の外貨準備高』2006年10月23日。(http://www.people.net.cn/2006/10/23/jp20061023\_64198.html)
- 長谷川伸『日系中小企業の中国進出とテクノセンター』『商学論集』第46巻第4号, 2001年, 451-480ページ。
- 長谷川朋行『華南地区における来料加工(廠)から進料加工(有限公司)への変更について(1), (2)』、『中国月報(三菱東京UFJ銀行)』第6号・第7号, 2006年。
- 藤原 弘『華南への企業進出——昨日・今日・明日』ジェトロ, 1995年。
- 水野 亮『中国の輸出制限的動きの問題』、『WTO/国際経済紛争対策に関するメールマガジン』第28号, 2007年6月29日。(http://www.rieti.go.jp/wto-c/070629/070629-5.pdf)
- 二井住友銀行中国業務推進部『加工貿易制限類商品目録公布について』『中国情報』(SMBC China Business), No. 200713, 2007年8月24日。(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/pdf/200713.pdf)
- 三菱東京UFJ銀行『多面的な変化をみせる中国の雇用情勢』、『経済レビュー』第7号, 2007年。(www.hk.mufg.jp/report/ecorevi2007/review20070531.pdf)
- 山本裕美『香港経済と広東省経済の関係』, 国際東アジア研究センター, Working Paper Series Vol. 2003-34, 2003年。(http://www.icead.or.jp/7publication/workingpp/wp2003/2003-34.pdf)

## 中国語

- 黄健松, 陳穗『外高橋発展加工貿易探討』, 陳志龍, 仲偉林, 何奕編, 『保稅区改革与上海的战略選擇』北京, 經濟科学出版社, 2004年。
- 劉德学『全球生產網絡与加工貿易昇級』北京, 中国經濟出版社, 2006年。
- 張曉德『大陸調降出口對稅措施對台商之影響』, 『兩岸經貿』第11期, 2003年。
- 張曙宵『中国對外貿易結構論』北京, 經濟科学出版社, 2003年。

## 英語

- Gaulier, G., Lemoine, F. and Unal-Kesenci, D., "China's emergence and the reorganisation of trade flows in Asia," *China Economic Review*, 18 (3), 2007, pp. 209-243.
- Naughton, B., *The Chinese Economy: Transitions and Growth*, Cambridge: MIT Press, 2006.



## 中国加工貿易 30 年(1979-2008)

## —中国政府の政策と外資企業のロビー活動の相互作用を巡る制度変革の分析

郭 永興

## はじめに

加工貿易制度は、中国の急速な経済成長に大いに貢献してきた。このような見解は、中国経済の標準的な教科書に掲載されるほど、広く認められている<sup>1</sup>。中国政府は 70 年代末に、改革開放政策に転換したと同時に、加工貿易を奨励してきた。その結果、80 年代以後、中国の国際貿易に占める加工貿易の割合は徐々に上昇し、90 年代以後約 4 割～5 割を占めるようになった。特に、中国の輸出に対する加工貿易の比率は、1995 年以後常に 5 割を超えている。加工貿易は中国の農村余剰労働力の吸収と貿易黒字の維持に最も重要な役割を担っている。(黒田 2001 ; 関 2002 ; 加藤弘之 2003 ; 大橋 2003 ; Gaulier, Lemoine & Ünal-Kesenci 2007)

ところが、中国加工貿易制度については、これまで十分に研究されてこなかった。これまでの加工貿易に関する研究は、マクロ的な統計データに基づき、中国の経済成長における加工貿易の役割や加工貿易における外資企業の国際分業等のテーマに集中する分析が多い。例えば、崔(2002)、Lemoine & Ünal-Kesenci(2004)、王(2005)、Gaulier, Lemoine & Ünal-Kesenci(2007)等が挙げられる。後述するように、近年、中国政府が本格的な加工貿易に対する引締め策を実施するまで、加工貿易に関連する貿易や投資データは安定かつ成長基調で、そのようなデータを引用する研究者は自然に、加工貿易制度は安定的なものであると仮定してきた。

だが、加工貿易制度の発展は決してスムーズな過程ではなかった。中国政府は 70 年代末に加工貿易を認可した後、80、90 年代には、加工貿易を通じて多発した密輸と脱税問題への対応を迫られ、加工貿易制度の修正に迫られた。同時に加工貿易の主役の外資企業は、密輸対策により、頻繁に変更される加工貿易制度に大きな影響を受けた。このような加工貿易制度に関する動態的な分析は、マクロ的な統計データに基づく研究では行われてこなかった。

また、フィールドワークに基づいた加工貿易の研究は、加工貿易制度の解明に大いに貢献したが、制度の変化についての分析は少ない。例えば、黒田(2001)、関(2002)、郭(2006)等が挙げられる。その理由は、彼らの研究の対象期間は、

---

<sup>1</sup> 例えば、欧米の大学で中国経済の教科書としてよく使われている：*The Chinese Economy: Transitions And Growth* (Naughton 2007)には、国際貿易、外国投資の二章に渡り、加工貿易は中国の国際貿易の原動力として、大きく取り上げている。

当然のことながらフィールドワークが行われた時点に限定され、歴史的な制度変化を研究できなかったためだ。そこで、本稿では、現地でのヒアリング調査と文献収集、特に加工貿易が発足してから 30 年間の政令を詳細に検討することによって、1979 年から 2008 年まで加工貿易の制度変革とその背景を解明する。

中国加工貿易の歴史的変遷においては、本論文では以下のように考える。80 年代から 90 年代にかけては、加工貿易に関わる密輸問題を巡って、政府の規制策と外資企業の働きかけ（以下では、こうした外資企業による政府への働きかけをロビー活動と呼ぶことにする）の間の動的な相互作用は加工貿易制度の変革の大きな原動力であるが、2000 年以降、外資企業のロビー活動の影響力は著しく減少した。これにより、2000 年以降、加工貿易制度の変革がほぼ中国政府の一方的な意図によって決定されることになった。なぜ近年、中国政府の加工貿易政策が外資企業のロビー活動に影響されなくなったのだろうか。その理由としては、中国政府の政策方針が、密輸問題を解決することから貿易摩擦問題を解決することへ転換したことが考えられる。

加工貿易制度の成立当初、外資企業がもたらす貿易黒字は、中国に欠かせない外貨の取得の手段であった。ところが、加工貿易においては、高い関税と増徴税から密輸が多発した。中国政府はこうした密輸問題に対処するため、80 年代から 90 年代の終わりまで様々な制限措置を導入してきた。これらの規制策は、外資企業の生産コストや資金コストを増加させた。それに対し外資企業は規制策を緩和させるよう、中国政府へのロビー活動を行うようになった。中国政府は外資企業がもたらす外貨に配慮し、外資企業の要望に一定程度応じる緩和策を含んだ新たな制度を実施した。

しかし、2000 年以降、外資企業がもたらす貿易黒字は、人民元の切り上げを圧迫し始めた。中国政府は貿易黒字を解消するために、労働集約型の外資企業を加工貿易から排除しようとした。そこで、中国政府は 90 年代に確立された保証金台帳制度等の抑制政策を活用し、労働集約型の外資企業へ厳しい規制を与えた。その動きに対し、外資企業は規制が再び緩和されるように、大規模なロビー活動を行った。ところが中国政府による引締め政策は、ほとんど緩和されず、労働集約型外資企業の経営環境は著しく悪化した。2008 年 8 月以降、中国政府は世界的不況による輸出鈍化を改善するために、暫定的な加工貿易の緩和策を打ち出しているが、後述するように、これらの緩和策はいずれ中国政府の意図により、停止されることが想定される。

以下の各節では、70 年代末中国の改革開放の開始と共に生まれた加工貿易制度において、2008 年までの中国政府と外資企業の動的な相互作用を詳しく分析する。本論文の構成は以下のとおりである。第 I 節では、80 年代を中心に加工貿易制度の成立過程とその後の変化を説明する。第 II 節では、90 年代に、中国政府が加工貿易の密輸問題を解決するために導入した抑制措置とそ

れによる外資企業の大規模なロビー活動を分析する。第Ⅲ節では、まず、近年中国政府が実施した貿易摩擦問題の解決策としての加工貿易引締め政策と、外資企業によって再び行われた大規模なロビー活動を分析する。その後、世界的不況に伴う中国政府の加工貿易に対する緩和策を説明する。結論ではこれまでの議論を総括する。

## I 70年代末と80年代—制度の成立とその仕組み

### 1. 加工貿易の成立

加工貿易制度の始まりは、1979年の3月と9月に、中国国務院が「以進養出試行弁法」と「展開対外組み立て加工と中小型補償貿易弁法」(国発[1979]220号)という加工貿易に関する法令を公表したことにある。この二つの法令は、来料加工と補償貿易という形式の加工貿易<sup>2</sup>を認めた。当時の来料加工とは、外国企業が原料や資材を中国に搬入し、中国の国営企業もしくは集団企業(郷鎮企業)へ組立・加工を委託し、全ての完成品は外国企業が引き受けて海外へ輸出し、中国企業は外国企業から加工費を受け取る、というものであった。補償貿易とは、外国企業が設備機械、技術などを中国の国営企業と集団企業に輸出し、そうした企業が当該技術、設備により生産した製品を外国企業に渡すことを通じて、輸入代金を返済する方式である<sup>3</sup>。

加工貿易の基本構造も1979年に発表されたこの二つの法令によって決められた。この基本構造とは以下の2つである。第1に中国政府が外貨獲得を目的に<sup>4</sup>、その手段として加工貿易を認可すること、そして第2に加工貿易を振興するために、中国政府が加工貿易企業に優遇政策を与えることである。後者の優遇政策の中で、最も重要な措置は加工貿易用の輸入中間財及び生産設備の関税が免除されることである<sup>5</sup>。この仕組みによって、高関税が存在するにも関わらず、加工貿易企業は生産活動と国際貿易を行う際、関税障壁を回避できるのである。ところが、高関税による内外価格差は、加工貿易企業に密輸のインセンティブを与えた。それは、加工貿易企業が保税で輸入した中間財及び生産設備を違法に国内市場において転売することにより利益を得ることができるということだ。

中国政府<sup>6</sup>は加工貿易による密輸問題を防ぐために、1982年に「税関対組み

---

<sup>2</sup>80年代には、来料加工だけでなく、来件加工と来様加工という形式の委託加工貿易も形成された。来料加工とは外国企業が中国企業に材料を提供する方式である。また来件加工・来様加工とは部品とサンプルを提供する方式である。中国側では、来料加工、来件加工、来様加工と補償貿易を合わせて「三来一補」と呼ばれる。

<sup>3</sup> 国発[1979]220号第1条。

<sup>4</sup> 「以進養出試行弁法」の端書きと国発[1979]220号第2条に加工貿易の目的は外貨の獲得であると明記された。

<sup>5</sup> 「以進養出試行弁法」第14条と国発[1979]220号第11条。

<sup>6</sup> ここで説明しておきたいのは、中国中央政府と地方政府は共に公的機関でありながら、加工



立て加工と中小型補償貿易輸出入貨物監督管理及び徴免税規則」〔82〕外経貿関字第4号)を実施した。この法令において、中国政府は加工貿易企業に対する基本的な管理方法を定めた。重要な点は以下の2点である。第1に、保税品を登記手帳により管理することである。加工貿易企業は通常海外企業からの委託加工契約書を証明に、所轄税関へ加工契約内容を登録し、「組み立て加工と中小型補償貿易輸出入貨物登記手帳」(以下、登記手帳と呼ぶ)を申請しなければならなかった。それに加えて、上記法令では加工貿易企業は保税の中間財及び生産設備を輸入する際、また保税の中間財で製造された商品を輸出する際、通関の手続きを行うと共に、登記手帳に会社が所有する保税の資材の状況を登録・更新することを義務付けた。第二に、税関は保税品に対する全面的な監視・管理権を付与された。すなわち加工貿易に関わる保税品について中国国内の全行程にわたって、つまり輸入されてから輸出されるまでの全ての過程において、税関は保税品の監視・管理権を保有することとなったのである。なお、加工貿易企業には保税品の輸入、在庫、輸出に関する全ての書類を揃えることが義務付けられた。また税関はいつでもこれらの書類を検閲する権利を与えられた。

80年代にはこうした加工貿易制度の基本ルールの制定に加えて、もう一つの重要な法令が存在した。それは1984年に施行された「中国増値税条例(草案)<sup>7</sup>」(国発[84]125号)である。増値税とは、中国国内における物品の販売、輸入及び工業的役務(加工、修理、組立)の提供に対する付加価値税の性格をもつ租税である。それは輸入も含む各取引段階の付加価値を課税標準として課される一般消費税としての性格も合わせ持っている(朴木 2004)。ところが、中国政府は輸出を奨励するため、再輸出目的の輸入品の増値税を免除すること(来料加工の場合)と、物品が輸出される際に既に支払われた増値税を全額還付すること(一般輸出と進料加工の場合)を定めた。この特例により、増値税に関する加工貿易企業の租税負担は、完全に無くなったのである。

## 2. 加工貿易における外資企業

80年代には、加工貿易における外資の役割が大きく変わった。来料加工制度が進展し、進料加工制度が確立されたことによって、外資は委託加工の依頼者から生産工場の実質的な管理者に変化したのである。前述したように、70年代末、中国政府は来料加工という形の加工貿易を認めた。最初の法令による来料加工とは、外資が生産過程を中国の既存の国営企業か集団企業に委託するものであり、中国側は生産工場を所有し、生産管理を行うものであった。とこ

---

貿易制度においては、それぞれ異なる姿勢が見られることである。例えば、近年、中国中央政府は、管理の強化のために、来料加工企業を進料加工企業に変更することを促進するような政策を多く打ち出したが、地方政府は自らの利益を確保するため、来料加工企業を進料加工企業に変更するという政策を支持していない(大珠三角商務委員会&香港貿易發展局研究部 2007)。従って、本論文では中国の政府機関を中央政府と地方政府に区別して分析する。なお、以下では中国中央政府を中国政府、省級以下地方政府を地方政府と省略する。

<sup>7</sup> 中国では、「草案」は暫定法律を意味し、実行を伴うものである。

ろが、80年代後半から、香港企業と広東省の郷鎮や村政府の調整によって、新たな形の来料加工が編み出された（関 2002）。この広東式委託加工では、中国側の郷鎮や村政府の役割は、工場を建設し、賃貸方式で外資に提供し、また名目上の工場長一名を工場に派遣するのみである。このような工場は、名目的には地元政府の集団企業に属したが、生産活動に関わる業務は実質上外資企業の駐在員によって管理された。このような加工貿易企業は、中国で企業登記をせず、外資企業の法人格を持たないので、統計上中国での外資直接投資と見なされない。しかし実際には直接投資のような工場運営を行っていた。外資企業にとって来料加工の大きなメリットは、工場運営の初期費用が低だけでなく、郷鎮や村政府に加工費や工場の賃貸料金さえ払えば、地元政府の保護下に置かれ、中国での経営リスクが減少できることである。

来料加工は80年代から、加工貿易の主な形式の一つになったが、来料加工における外資は中国での正式な法人格がなく、税務を含む外資企業の各優遇策を受けられなかった。加えて来料加工の場合、製品の100%海外輸出が定められたので、国内市場を意識する外資企業は、直接国内販売ができる進料加工方式に傾いた。進料加工とは、外国の依頼側が原材料などを有償で外国企業の現地法人を含む中国企業に提供し、保税にて中国国内で加工され、その後有償で外国の依頼側へ再輸出されるという加工貿易である<sup>8</sup>。進料加工は来料加工とよく似ているが、進料加工の輸出入ではそれぞれ決済が行われるので、外資は貿易権を有する現地法人を設立しなければならない。中国における外資独資企業や中外合弁企業の増加と共に、85年以降、進料加工方式の加工貿易は急速に成長し、89年の輸出入総額では来料加工を抜いて<sup>9</sup>、最大規模の加工貿易方式になった（黄・陳 2004）。中国政府は拡大する進料加工を管理するために、1988年、「税関の進料加工輸出入貨物に対する管理弁法」（[88]署貨字第403号）を發表し、進料加工に対して来料加工と同じように、関税と増値税に関する優遇を与えることと、保税品が登記手帳で管理することを定めた。

前述したように、中国政府は外貨獲得を目的に、加工貿易制度を作り上げた。また、加工貿易を盛んにするために、様々な外資企業優遇政策を導入した。一方、香港、台湾及び日本を中心する東アジア諸国の外資企業は中国の安い労働力を目当てに、中国の華南地域と華東地域を中心に進出してきた。その結果、80年代以後、中国の国際貿易に占める加工貿易の割合は徐々に上昇し、90年代に入ると、約4割か5割まで占めるようになった。特に、中国の輸出に対する加工貿易の比率は、1995年以後、常に5割を超えている。加工貿易は中国の貿易黒字と外貨の最も重要な獲得源になるまで成長した（張曙宵 2003；井上 2007a、2007b）。

<sup>8</sup> 来料加工企業の収入は外国の依頼側から振り込まれる加工費であるのに対し、進料加工企業の収入は、外国の依頼側との輸出入取引の差額である。

<sup>9</sup> 来料加工が盛んな広東省では、進料加工の輸出入総額が来料加工を抜いたのは1994年であった（山本 2003）。

### 3. 加工貿易の成立とともに生じた密輸問題

加工貿易において、高い関税と増値税から生じる密輸の問題は終始絶えなかった。加工貿易に関わる密輸問題の解決のために中国政府が初めて発表した政令は、1984年5月に税関総署が出した「経貿部と税関総署の来料加工の審査管理及び違法行為の制止を強化する緊急通告」([84]署貨字第381號)である。この政令からは、当時中国政府が加工貿易による密輸の実態を把握しきれていなかったことが伺える。たとえばその緊急通告中に紹介されている、綿・ポリエステル混紡糸と混紡布の加工貿易を利用して、ポリエステル糸を密輸した事件における政府の対応を紹介しよう。その事件がどういうものであったかと言うと、ある加工貿易企業が当初、国産綿糸と保税の輸入ポリエステル糸を材料に、ポリエステルと綿の比率を73:27、或いは60:40として混紡糸と混紡布を加工し、海外へ輸出すると税関に申告した。ところが実際には輸出された混紡糸と混紡布には、綿の割合が申告された比率よりかなり高く含まれていた。最終的にその企業は、使わなかったポリエステル糸を国内市場に転売し、利益を上げるという密輸行為を行ったのである。中国政府はこの密輸事例を受けて、以下の二つの対策を打ち出した。第1に、焦点になった綿・ポリエステル混紡糸と混紡布の加工貿易については、製品が輸出される前の全面検査を義務付けた。第2に、「自査自報」というキャンペーンを行った。その内容は、全ての加工貿易企業を対象に、関税の脱税行為があるかどうかを企業自らが検査し、そして自ら追徴金を上納すれば、密輸行為があっても、税関が寛大に措置する。一方、自査自報を行わない企業において、もし脱税行為が発見された場合、通常より厳しめに処分が下されるというものである。

もし、中国政府が加工貿易実態を完全に把握することができていたならば、企業を威嚇するような「自査自報」活動を導入しなかったであろう。なぜ中国政府は、加工貿易における保税品の輸出入状況を確実に掴めなかったのだろうか。その理由は以下のように考えられる。つまりポリエステル糸密輸事件を通じて分かるように、加工輸出製品における保税原料の品目・割合に関して、税関の検査を通じてその製品を詳しく調べない限り、ある製品が違法な製品であるかどうか把握できないのである。しかし、当時の税関の体制では関税の人員配置よりも加工貿易企業数の方が遥かに多く、加工貿易工場の立地場所も管理されず各地に分散していた。またもうひとつの問題として、加工貿易においては「転廠」（深加工結転とも呼ばれる）という企業間の保税品の取引システムがよく運用されていた。転廠が行われる場合、保税品は、複数の工場をまたいで加工、移転されるので、税関にとって、最終の輸出製品に使用される保税材料の品目・割合の把握が一層難しくなっていたのである。なお、転廠を行う企業がそれぞれ別々の地方税関に管轄される際には、その取引は所轄税関を越えるために、管理の隙間が多くなり、保税品の密輸と脱税の可能性が高くなるこ

とが分かっている（郭 2006）。

中国政府は、加工貿易を利用した密輸活動による経済的損失<sup>10</sup>を削減するために、80年代から様々な制限措置を導入してきた。89年には、税関総署、財政部、経貿部、人民銀行、国家税務局という五つ中央政府機関が共同で「来料加工の輸入材料の保証金徴収に対する税関総署等五機関の通知」（[89] 署監一第454号）を発表・実施した。この新措置は、来料加工の保税品を粗雑に管理する企業、密輸歴があった企業、又は税関によって重点的に管理されている輸入材料を扱う企業は、加工貿易を行う前に、所轄税関に保証金を納めなければならないと規定するものである。一度これらの企業がルール違反や密輸の行為を行った場合、税関は、直接に保証金から税金と罰金を徴収することができるのである。ところがこの通告からは、当時の中国政府が外貨に対する需要が強いために、加工貿易企業に対して寛大な姿勢を取っていることが伺える。たとえばこの通告では、ほとんどの加工貿易企業は保証金の納入が不要であると強調された。また、もしも保証金の納入が困難であったとしても、銀行を通じて保証金用のローンを組むことが可能であると規定された。

## II 90年代の制度変化－中国政府の密輸対策と外資企業のロビー活動の間の相互作用による変革

### 1. 密輸問題<sup>11</sup>に対する厳重な取り締まり

前節で説明したように、加工貿易においては、高い関税と増値税から密輸が多発した。中国政府は密輸を取り締まるために、80年代から様々な措置を導入してきた。加工貿易による密輸問題の激しさは、表1から窺える。90年代中、加工貿易による密輸は、最も行われた大型密輸のルートであった。表1は1997年と1999年における、密輸額30万元以上の大型密輸の統計である。97年における、加工貿易を通じた密輸は、総密輸件数の36%、総額の54%を占めた。また99年には、それぞれの39.5%と53%となった。表1からは加工貿易による密輸の特徴が窺える。第1に、ほかのルートより1件当たりの密輸額が大きい。97年と99年の加工貿易による密輸は共に、総件数では40%以下しか占めていないが、総額の50%以上を占めている。このように、一件当たりの密

<sup>10</sup> 本論文における密輸活動によって生じた経済的損失とは、税金の損失、密輸品による国内企業（特に国営企業）の欠損等、中国政府が認定した密輸による損害を意味する。ところが、中国の全体的な経済発展の状況から見ると、密輸は正の経済効果をもたらした可能性もある。なぜなら密輸は高関税から生じた資源配分の歪みを改善する効果があるからである。例えば、90年代に中国のテレビメーカーは「南方節税ルート」を通じた密輸活動を盛んにおこない、高性能の部品を安く購入し、外資企業の産品に抵抗することに成功した（丸川2007）。

<sup>11</sup> 中国における密輸の実態に関する統計は入手困難である。密輸に関わる政府機関が発行する統計年鑑、例えば『中国海関統計年鑑』や『中国貿易外経済年鑑』には、密輸に関する統計は掲載されていない。従って、本論文における、密輸に関する統計は、特別な入手ルートを持つ研究者の研究成果を引用している。密輸に関するより詳しい統計資料の収集・分析については、今後の研究課題としたい。

輸額が相対的に大きな加工貿易による密輸は、自然に中国政府による取り締まりの標的となっていた。第2に、97年から99年にかけて、加工貿易による密輸の件数は増えたが、その総額は減少した。その理由は中国政府の取り締まり策によって、大型密輸が減少し、1件当たりの密輸額が減少したためと考えられる。以下では90年代中頃、中国政府は、どのような抑制策を打ち出したのか、また、その政策はどのように、加工貿易に影響を与えたのか、について詳しく分析する。

表1 中国における加工貿易を通じた密輸(1997年と1999年)\*

年	件数	密輸件数に占める比率	総額	密輸総額に占める比率
1997	401	36%	33.3億元	54%
1999	447	39.5%	28.7億元	53%

\*ここでの密輸統計は、密輸額30万元以上の重大密輸事件のみ。

出所：邵他（2001）、82ページの内容より、筆者作成。

## 2. 保証金台帳制度の成立とその狙い

90年代における、加工貿易に対する中国政府の最初の大規模な規制政策は、95年11月税関総署、中国銀行、国家計画委員会が共同で発布した「加工貿易輸入原材料についての銀行保証金台帳制度の施行に関する暫定管理弁法」（署監[1995] 908号）であった。この法令では、保証金台帳制度の目的は、税関による管理の強化と国家税収の確保と強調されており、この制度は加工貿易による密輸問題の対策の一環であったと考えられる。この制度は、95年11月より委託加工の盛んな蘇州市、東莞市、寧波市の三つの都市でまず試行され、1996年7月から全国的に実施されるようになった<sup>12</sup>。

保証金台帳制度の内容はどういうものかという点、加工貿易企業は、外経貿部門と税関の認可を得た後、まず契約の原材料の金額どおりに指定の中国銀行に加工貿易輸入原材料の保証金台帳を開設する。そして加工完成品を規定した加工期間以内にすべて輸出し、税関による審査の上、銀行が保証金台帳を帳消しにするものである。一見この保証金台帳制度は、前述した89年より実施された保税品管理の悪い企業から保証金を徴収する措置に似ているが、実際には大きな差異がある。それは、保証金台帳制度では保証金を納入するというのが義務付けられない点である。つまり銀行保証金台帳の開設が要求されるものの、保証金自体の積立を免除する制度が存在する。この制度は「空転」と呼ばれる。これに対して、銀行保証金台帳を開設し、保証金の積立を要求する制度は「実転」と呼ばれる。そして95年に最初に実施された銀行保証金台帳は空転のみであった。

実転の場合、税関は加工貿易ルールを違反した企業への罰金を未納税金の徴収という名目により、企業の保証金口座からその金額を直接に国庫に振り替え

<sup>12</sup> 「加工貿易輸入原材料についての銀行保証金台帳制度の全国的な施行に関する税関総署と中国銀行の緊急通告」（署監[1996] 538号）。



ることができた。これによって、税関の徴収コストが削減できたのである。他方、空転の場合、中国政府はどのようなメリットがあったのだろうか。それは加工貿易企業の情報を獲得することであった。実は、当初の銀行保証金台帳制度の狙いは保証金の積立ではなく、保証金台帳の審査システムの構築であった。

前述したように、80年代に形成された主な加工貿易の監視システムは、税関を中心する登記手帳による保税品管理を通じたものであった。ところが、加工貿易の生産過程や商品価値等の経営実務に関わる情報は税関の専門領域ではなく、税関だけによる監視システムでは、企業管理に隙間が生じた。例えば、「三無」（工場なし、生産設備なし、労働者なし）企業がこの隙間を利用し、加工貿易を名目として、密輸活動を頻繁に行った。中国政府は、加工貿易の実務に関する、税関と企業の情報の非対称性の問題を解決するために、国際貿易の実務に詳しい外経貿部門を保証金台帳審査の第一関門とすることを規定した。96年に対外貿易経済合作部が公布した「外商投資企業の加工貿易の展開と銀行保証金台帳の実行に審査の諸問題に関する通知」（[1996]外経貿資発第508号）から、税関と企業の情報の非対称性から生じた問題を解決するために、中国政府が外経貿部門の審査に期待することが伺える。この通知の第1条には、保証金台帳の審査は各地の外経貿部門の責任であると強調される。更に、通知の第2条には、審査の重点は企業の経営実態であると明記された。つまり審査企業が「三無」企業ではないか、企業の投資と生産は計画通りに行われているか、企業の輸入保税品の数量と価格は合理的か、企業は「高進低出」（高い価格で原料を輸入し、低い価格で製品を輸出する）という手口を利用して脱税を行っていないか等の具体的な審査内容が明記された。

中国政府は、94年に人民元の対ドルレートを管理変動相場制へ移行することをきっかけに、大幅な人民元切り下げを行い、貿易収支が黒字に転換した。しかし、その後も輸出産業を奨励する政策を維持した。また保証金台帳制度の実行にも外資企業の反発に配慮した。対外貿易経済合作部が公布した通知の第5条は、企業の負担にならないように、外経貿部門の審査が迅速に処理しなければならないと強調した。つまりそもそも中国政府が保証金台帳制度を導入した目的は、企業の経営実態を監視するためであり、企業の経営環境を悪化させる意図は全くなかった。ところが、90年代末からの密輸の取締り強化運動を背景に、保証金台帳制度が修正されると、加工貿易に関わる外資企業の経営環境は一気に悪化したのである。

### 3. 密輸犯罪の厳罰化と保証金台帳制度の進展

1997年以降、アジア通貨危機と当時の金融引締め政策の影響で、中国政府は、国有企業の経営悪化<sup>13</sup>、リストラによる失業者の増加等の問題に直面して

---

<sup>13</sup> 当時、密輸は国営企業の経営不振問題の一因であるとみなされた。密輸による安価な製品の流入が市場価格を押し下げ、競争力が低い国営企業の収益を一層悪化させたという主張があ

いた。こうした成長鈍化から脱却するために、中国政府は1998年後半から、内需拡大策を打ち出し、長期建設国債の追加発行による積極財政政策を実施した。これによって、1997年に582億元だった赤字額は、1999年には1744億元と3倍以上にも急拡大した（経済産業省 2003）。こうした財政難問題に迫られた中国政府は、本格的に脱税問題に取り組んだ。

1997年の刑法全面改正の際、密輸犯罪についての条文が大幅に増やされ、刑罰も大きく厳罰化された。つまり密輸額が多ければ多いほど刑罰が重くなっている。最も厳しい場合（脱税額50万元以上）、死刑または無期懲役の判決もありうる（郭 2006）。それと同時に、朱鎔基首相が陣頭指揮に当たって、密輸の取締り強化運動を全国的に展開した。また98年7月には国務院が全国密輸打撃工作会議を開き、密輸活動を取り締まる専門の警察組織<sup>14</sup>（中国語：緝私警察）を新設することを決定した。この会議後の僅か二ヵ月間に、密輸事件1276件、金額にしてその年の財政赤字金額の約5%に当たる50億元が摘発された（世界週報 1999）。

密輸の取締りが全国的な運動になった90年代末には、新たな保証金台帳制度が公布された。1999年4月5日に国務院は国家経貿委、外経貿部、税関総署、財政部、国家税務総局、中国人民銀行、国家外貨管理局の7つ中央政府機関の提案に基づいて、「加工貿易銀行保証金台帳制度のさらなる完備化に関する意見」（国弁発[1999]35号）を公布した。この国務院レベルの政令による新制度は、加工貿易企業及び商品をそれぞれ数種類に分類しており、特定の制限品目を扱う企業や、重大なルール違反行為があった企業からは関税・増値税と同額の保証金を積立させるものであった。新制度では、加工貿易に関する商品を「禁止類」、「制限類」、「許可類」の3つに分類した。禁止類の商品は『対外貿易法』で輸入が禁止されるか税関が監督できないものであり、例えば、有害物質や放射性物質を含む産業廃棄物、解体し再利用する廃車・廃二輪車等が含まれる。制限類の商品は内外価格差が大きく税関が管理しにくい原材料で、合計11種類ある。禁止類と制限類にあてはまらない商品は許可類に属するものとした。

また、新制度では、加工貿易企業をA、B、C、Dの4種類に区分した。企業分類の基準を簡単に説明すると、A類企業は、税関が直接に監視することができ（税関職員が駐在・監督しているか税関がコンピュータで管理している）、更に違法行為のない保税工場及び飛行機・船舶製造等の特殊業種企業のことを指す。また、年間輸出入額が3千万米ドル以上、或いは年間輸出額が1千万米ド

---

る（越智 2003）。

<sup>14</sup> 1999年1月5日、税関総署が所轄する密輸犯罪捜査局（「走私犯罪偵査局」）が設立された。その後、各地税関での支局も続々開設された。2000年7月8日、「中華人民共和國海関法」（「税関法」）の修正議決がなされ、2001年1月1日から施行された。この修正では、税関の密輸取締機関の取調べ、拘束、逮捕、予備審問の権限が法的に認められた（越智 2003）。2002年には、この税関の密輸取り締まり機関の名称が「税関総署走私犯罪偵査局」から「税関総署緝私局」に変更された（公安部 2007）。

ル以上の生産企業<sup>15</sup>及び2千万米ドル以上の貿易企業が、過去の2年間に、ルール違反の記録がなく、保税品の管理について、税関報告と実際の差が5%以下である等の条件を満たした場合、そうした企業は、自身をA類企業として申告することが可能である。C類企業は、以下の4つのいずれかに該当する企業である。第1に、過去1年以内に2回ルール違反行為があった、あるいは脱税額が5万元以上50万元未満；第2に、税関未払い額が100万元以下；第3に、過去1年間、税関報告と実際の差が10%以上；第4に、登記手帳の管理が粗雑過ぎる等と指摘された企業。D類企業は、以下の重大なルール違反歴があった企業である。第1に、過去2年以内の脱税額累計が50万元以上；第2に、税関未払い額が100万元以上；第3に、偽造の輸出入許可証や登記手帳を利用した；第4に、密輸の罪で刑事告発された等である。B類企業は、A、C、D類企業の基準に合致しない企業である。新制度では、禁止類の商品とD類企業が加工貿易制度から排除された。また、C類企業、若しくは制限類商品を扱う非A類企業は原材料輸入時に、輸入額の17%の増値税・関税と同額の保証金を納入しなければならないことが規定された。この新制度は、同年6月1日から実施される予定であったが、外資加工貿易企業の反発によって、銀行保証金台帳制度の実施時期については10月1日に延期された。

こうした新制度に対する外資加工貿易企業の主な不満は以下の3つであった。第一に、保証金が資金繰りの圧迫要因となり得る。保証金の積立が必要な場合、保証金の金額は約輸入額の4割にも及んだ。この保証金は、加工貿易契約の終了時に普通定期預金金利を付加して、返還されるものの、人民元調達利率との差5-7%あることから、加工貿易企業の資金調達コストを増加させるものであった。第2に、C類企業の分類基準が厳しすぎるものであった。例えば、C類企業の基準の一つは、過去1年以内に2回ルール違反行為を起こしたというものである。しかしそのルール違反の実際の規準は、1000元以上の罰金対象行為であった。1000元程度の罰金歴なら、企業の通関手続き時の不注意による誤り等も含まれるので、大半の加工貿易企業がC類企業に認定される可能性が高いと考えられた。第3に、一部の原材料が、加工貿易に大量に使われるか、或いは中国国内生産量が低いために輸入に頼らざるを得ないにもかかわらず、制限類商品に指定されたことにより、加工貿易企業の運営に支障が生じた（JETRO 海外調査部 2000）。

#### 4. ロビー活動による保証金台帳制度の大幅な緩和策

中国政府は、加工貿易企業及び商品の分類管理制度の導入によって、企業に対するより効率的な管理を実現した。また、実転の実施によって、ルール違反

---

<sup>15</sup> 新たな保証金台帳制度では、密輸と脱税問題の改善以外に、産業の進展を促進することも目的の一つである（国弁発[1999]35号の第1条）。具体例としては、一般生産企業がA類として申告できる基準は年間輸出額が1000万米ドル以上であるのに対し、機械電子製品生産企業の年間輸出額の基準は500万米ドル以上である。

企業から罰金を徴収するコストの削減にも成功した。一方企業側では、保証金の積立によって、その資金コストが上昇した。そのため外資企業は経営環境の一層の悪化を防ぐため、中国政府に対するロビー活動に乗り出した。郭(2006)で示したように、台湾企業は集団的に中国政府に対してロビー活動を行った。また日系企業の場合は、大使館・各地の総領事館を経由して、ロビー活動を行うだけでなく、関係経済団体や業界代表も直接に中国側担当局に対して積極的に陳情を行った(服部 2000)。

こうした加工貿易企業のロビー活動によって、新制度において緩和策が打ち出された。最も重要な緩和策は、1999年12月13日に公布・実施された「税関総署、国家経財貿易委員会、対外貿易経済合作部企業分類管理基準の若干の問題に関する補充通知」(署監[1999]817号)であった。この通知では、C類企業の範囲限定が以下のように大幅に緩和された。それは主に以下の3点である。第1に、企業のルール違反行為による罰金が1万元以下であった場合は、C類企業として評定・記録しない。第2に、1年以内に2回以上の違反行為があった企業であっても、その回数が前年度の通関回数に千分の一を超えないものはC類企業とはみなさない。第3に、99年6月1日以前に発生したルール違反行為はC類企業の評定記録とはしない。このような大幅な緩和によって、企業は瑣末なルール違反によってC類企業と評定されることを回避することができた。そして事実上、大部分の企業がB類以上に区分された<sup>16</sup>。その結果、制限類商品を扱わない限り、ほとんどの外資企業は、新制度に影響されることなく、依然として空転による銀行保証金台帳制度を適用されることとなった。

制限類商品を扱う外資企業に関しても、その他の緩和策によって、新制度に影響されないようになった。まず2000年5月から制限類商品を扱うB類企業の保証金が半額となり、企業の負担軽減が計られた<sup>17</sup>。それから、外資企業に対して影響が大きい商品が制限類商品から外された。こうした措置が導入された一因には、鋼材を扱う日系企業が1999年12月、2000年4月に2回行なったロビー活動の成果を見て取ることができる(JETRO海外調査部 2000; 日中投資促進機構 2000)。たとえば制限品目の一つである家電製品等に使用される電気亜鉛メッキ鋼板は、2000年7月から制限類商品から外れた(国経貿易[2000]570号)。また、C類企業及び制限類商品を扱うB類企業は、事情により税関に保証金を納付できない場合、2000年1月1日より施行された「加工貿易企業の多様な形式による納税保証金実施弁法」(国経貿易[1999]1271号)に基づき、中国銀行が発行した税関を受益者とする税関支払い保証状により、

---

<sup>16</sup> 外資企業の不満と不安に対応するため、1999年9月末に香港で開催されたセミナー会合で、対外貿易経済合作部の官僚は、「企業分類作業については、ほぼ終了しており、全国の加工貿易企業分類対象企業について、A類は5%、B類は93%、C類は2%、D類は1%となる」と発言した(JETRO海外調査部 2000)。

<sup>17</sup> 「税関総署、中国銀行の加工貿易銀行保証金台帳実転に関する問題の補充通告」(署税[2000]188号)。

現金による保証金積立を代替できることとなった(貿易・投資円滑化ビジネス協議会 2007)。それによって、実転が必要とされる企業でも、外資系銀行の保証状等の担保があれば、空転による資金運営ができるようになったのである。

上述した様々な緩和措置によって、99年に実施された新たな銀行保証金台帳制度の外資企業に対する実質的な影響は、ほぼ相殺された。例えば、新制度実施以降、C類企業に指定されていた台湾企業の多数は、地方政府と地方税関への働きかけによって、空転のような資金運営が可能となり、実際に保証金を納付する企業はほんの僅かとなっていた(工商時報 2006年10月19日b)。なぜ中国政府は実転の影響をほぼ完全に相殺するような緩和策を打ち出したのか。その理由は、中国政府が新たに設定した規制が厳しすぎたために、外資が加工貿易から撤退することを恐れたためである。

97年7月のアジア通貨危機以降、人民元の割高感に加え、中国の輸出の約5割を占めていた東アジア各国の景気後退が深刻化した影響で、中国の輸出は98年3月以降伸び率が鈍化し、8月から11月はマイナスとなり、98年通年でも前年比プラス0.5%と低い伸びに留まった。中国政府は輸出促進のために、輸出に係る増徴税の還付率引上げや還付対象商品の拡大等の奨励策を行った(経済産業省 1999)。輸出の減速を警戒していた中国政府にとって、加工貿易における外資企業の規模縮小や撤退は望んでいなかった。このような背景から、中国政府は外資企業のロビー活動に柔軟に対応するようになったのである。

前述のように中国政府の実転を推進する政策の影響は、緩和策によって中和されたが、新制度においては、ある程度中国政府側にとって、より効率的な管理システムを構築できた。例えば中国政府は内外価格差が大きく、税関が管理しにくい原材料を制限類商品に設定することによって、重点的な監視目標を明確化し、より効率的な監視システムを敷くことができた。また、企業分類制度が緩和された結果、大体の企業はB類企業以上に区分されたのだが、脱税や密輸を行う可能性が高いC類とD類企業を詳細に割り出すことに成功した。これにより中国政府はD類企業を加工貿易制度から排除し、C類企業に対する管理を強化する等の措置によって、外資企業に対する管理コストを減少することができた。なお、中国銀行の保証状を保証金の積立に代替できる制度によって、外資企業は資金コストの増加から免れることができたが、中国銀行は保証状によって企業の税関に対する債務を代償する義務を保有していた。この義務を通じて、たとえ企業が保証金の積立を行わず、罰金や未納税金を納入しない事態が生じたとしても、直接企業から徴収する必要はなかった。その代わりに、保証状によって、間接的に中国銀行から企業が滞納した罰金や未納税金を徴収した。こうして税関は、企業に対する徴税コスト削減に成功したのである。

90年代末には、新たな銀行保証金台帳制度の執行が行われた。その結果、密輸取締警察の設立、密輸の厳罰化と数回の大規模な立入り検査が実施され、外資企業と中国政府の関係に影響を与えた。郭(2006)で言及したように、大半



の加工貿易企業は生産上の便宜と柔軟性を図るため、加工貿易の手続きを厳密に履行しなかった。その結果として、しばしば保税品の実際の在庫数と登記手帳上の在庫数が不一致となった。従来は、加工貿易企業が密輸を行わない限り、税関がこの問題を寛大に対処してきた。ところが、99年以降、税関による大規模な立入り検査を行う度に、数人、あるいは多いときには十数人にも及ぶ外資企業の関係者が、保税品の管理が適切に履行されていないことを問題とされて、密輸・脱税の容疑で逮捕・拘留された(郭2006)。逮捕された人々の中には、実際に密輸に関わった人物も何人かいたが、単に従来、取り締まりが緩やかであったために長期的に加工貿易ルールを履行せず、保税品の管理が混乱状態になっていただけの例も多かった。

加工貿易上のルール違反によって、多数の台湾人が逮捕・拘留されたことで、90年代末には台湾の業界団体がこの問題に対するロビー活動を行った。これらのロビー活動においては、税関による逮捕・拘束に関する権限を制限することや台湾人専用裁判所の設立等に関して、中国政府に対する大規模な陳情活動を行った<sup>18</sup>。ところが、このようなロビー活動の目標は中国の国家レベルの法律、例えば「中華人民共和国刑事訴訟法」に抵触するために、実質的な成果をほとんど得ることができなかった。そのため密輸取締警察の設立と密輸の厳罰化による外資企業への影響は緩和されなかった。外資企業にとって、税関の立入り検査は企業運営に関して最も脅威的な事態となり、税関の絶対的な権威が構築された。税関はこの権威に基づいて、加工貿易を通じた密輸活動を抑えることに成功し、また、税收確保のための「自查自報」を行う度に、加工貿易企業から充分の税金を徴収することができた。実際に、密輸取締警察が成立されたその年の1999年には、税関の税收が98年の879億元から、1590.7億元まで増え、その伸び率は81%に達した。その後、密輸取締警察もその影響力を維持し、税関税收の毎年増収に貢献している(公安部2007)。

### Ⅲ 2000年以降の制度変化—中国政府の一方向的な意図による変革

#### 1. 貿易摩擦による規制(1)—輸出増値税還付率の引き下げ

90年代に執行された様々な規制策によって、加工貿易制度が誕生して以来、中国政府を悩ませて続けてきた密輸と脱税の問題は、一定程度解決された。ところが近年、中国政府は貿易黒字の解消という新たな目的のために、加工貿易に対するさらなる規制策を打ち出した。この中国政府の動きに対応して、外資企業は新規制策の影響を抑えるため、また大規模なロビー活動に乗り出している。本節では、この新たな中国政府と外資企業の動的相互作用を詳しく分析

---

<sup>18</sup> 郭(2006)で言及したように、在中国台湾人企業経営者・従業員が税関に逮捕・拘束され、「所在不明」になるという問題に関する台湾企業のロビー活動は、2008年になっても依然行われている(聯合報2008年7月30日)。

する。

近年、密輸の抑制に成功しているにも関わらず、中国政府が新たな加工貿易の規制策を実施した背景には、膨大な外貨準備高と貿易黒字がある。2001 年以降、中国経済は力強い成長を実現したと同時に、外貨準備高も急増した（人民網日本語版 2006 年 10 月 23 日）。これによって、加工貿易を通じて外資企業が外貨をもたらすメリットが薄くなった。また貿易黒字については、貿易黒字が定着した 94 年以降、2004 年までは年 300 億ドル前後で推移していたが、2005 年には前年から一気に 3 倍以上に増加して 1000 億ドルを突破し、2006 年にも 0.74% という高成長率を維持し、1775 億ドルと過去最高を更新した（経済産業省 2007）。中国政府にとって、貿易黒字が急増するとともに、米国や EU 等との貿易摩擦と人民元の切り上げがより厳しい問題になっている（水野亮 2007、井上 2007a、2007b）。こうした貿易黒字を解消するため、中国政府は最初に着手したのは増値税還付率の引下げであった。

前述したように、中国政府は輸出を奨励するため、輸出品につき原材料の購入時にかかる増値税を企業に還付を行ってきた。94 年、中国政府が大幅な税制改革を行った際には、増値税の還付率は 100%、つまり税率 17% 商品の還付率は 17% で、輸出企業の増値税負担はゼロとなっていた。その後、不正な還付請求が相次ぎ、政府は財政負担を減らすため、還付率は段階的に低減されてきた。そのため 96 年には、増値税の還付率は 94 年頃のほぼ半分まで低下した。企業にとって、還付率が次第に低下していくことは、輸出に対する実質増税となった。他方、97 年のアジア通貨危機以降、中国政府は伸び率が鈍化していた輸出を促進するため、増値税の還付率が数回にわたり引上げられた。なお不正な還付請求に対する税務機関の偵察能力が向上していた、ということも還付率引き上げの理由の一つであった。その結果、アパレル、機械、電子類という輸出の主力商品の還付率は税率と同じの 17% に戻っていた（張聡徳 2003 b）。

ところが、中国政府は 2003 年 10 月に「輸出貨物還付税率調整に関する通知」（財税 [2003] 222 号）を 公布した。それによって、輸出品に適用される還付率が 2004 年 1 月 1 日より、当時の平均 15% から平均 3% 引下げられた。調整方針では、経済効率性の高い商品、環境への影響負荷の小さい商品、高付加価値の商品に対し、還付率の維持または低減率の縮小を図った。他方、中国国内でタイト化している商品、輸出制限をしている商品、国際市場で競争力のある商品については還付率を引き下げるか、或いは撤廃した。加工貿易企業にとって、今回の輸出増値税還付率の引き下げの影響は、企業の経営努力によって、ある程度吸収できるので、外資企業による大規模なロビー活動は見当たらなかった（兩岸経貿編集部 2003）。

今回の調整の目的は、輸出製品の生産コストを増加させることによって、人民元切り上げ圧力を軽減するというだけでなく、財政上の困難も要因の一つであった（JETRO 2003）。輸出増値税の還付という政策が実施されて以来、中国

からの輸出は政府が見込んでいた数字よりも大きく拡大し、企業へ還付する財源は政府にとって大きな問題となっていた。例えば、91年から97年まで、企業へ還付した金額は中国政府の総支出の1/5-1/3を占めていた。このような膨大な還付金は中国政府のほかの公共支出を圧縮し、さらには還付金の未済という問題が長期化してきた。2002年末までに、未済還付金の額は2500億元に達した(趙2004)。

また、「第11次5カ年計画」(2006-2010)においては、従来の経済発展モデルのを革新することにより、経済発展の質を向上させ、持続可能な経済発展軌道へと転化させることとしている(経済産業省2006)。この5カ年計画の影響を受けて、中国政府は2006年9月14日に「一部輸出品目に対する増値税還付率調整に関する通知」(財税[2006]139号)を公布し、翌日から、エネルギー大量消費型、高汚染型、資源関連の製品に加え、一部の労働集約型品目に対する輸出増値税の還付率を引き下げた(水野亮2007、瀬谷2006a)。また、既に輸出増値税還付を取り消した品目および今回取り消しを決定した品目については「加工貿易禁止類商品目録」に追加された。そして9月28日には、追加通告「一部の商品の輸出増値税還付に関する補充通知」(財税[2006]145号)が公布された。追加通告には紙、亜鉛およびアルミ合金、原皮などを加工貿易禁止類商品リストに追加すること、また加工貿易禁止類商品に追加された品目は、輸入時に一律輸入関税および輸入増値税が徴収されることが定められた(福井県香港事務所2006)。外資企業にとって、輸入時に関税および増値税が徴収されることは、大幅なコスト増となる。また、来料加工の場合、海外企業から原材料や生産設備の提供を受けて加工のみを請け負うという経営形態のため、原材料輸入に際して、一般貿易による手続きを通じた税金支払いを希望しても認められない<sup>19</sup>。このため、「加工貿易禁止類商品目録」に追加された商品や原料を手がける来料加工企業は、生産停止、ひいては倒産の危機に直面している。さらに追い討ちをかけるように、中国政府は駆け込み輸出を発生させないため、9月14日に通知を電撃発表し、翌日の9月15日には、施行するという強行策を行ったのである(瀬谷2006b、福井県香港事務所2006)。

外資企業は新政策の影響を抑えるため、すぐロビー活動を展開した<sup>20</sup>。例えば、広州、深圳、東莞等の各地の台湾企業協会は、急いで管轄の税関と地方政府と意見交流会を開き、新政策の強行を止めるよう陳情した(兩岸経貿編集部2006a)。その他に、香港工業総会は10月下旬、中国政府の在香港機関(中聯弁)の経済部門関係者らと座談会を実施し、香港系の製紙業、印刷、亜鉛・アルミ合金部品、原皮等の来料加工工場が即座に倒産するといった事態を回避す

<sup>19</sup> 解決策として、来料加工工場は輸出入専門会社に依頼し、一般貿易の形で、必要な資材を輸入することができるようになった。ところが、輸出入専門会社への手数料で、来料加工工場の生産コストがまた増加した(兩岸経貿編集部2006b)。

<sup>20</sup> 今回、禁止品目リストの商品を取り扱う日系の加工貿易企業は少なく(久保2006)、日系企業への影響は限定的なもので、日系企業による大規模なロビー活動は見当たらなかった。

るため、中央政府に対して政策調整の見直しを行うよう強く要請した。また、東莞市外商投資企業協会は、北京に新政策の施行時期を遅らせる旨の意見書を提出した(福井県香港事務所 2006)。こうした外資企業の様々のロビー活動によって、中国政府は緩和策を打ち出した。たとえば 2006 年 11 月 1 日に、加工貿易を禁止する品目リスト「加工貿易禁止類商品目録」が公布され(商務部、税関総署、国家環境保護総局、2006 年 82 号公告)、外資企業に関心が大きな商品、例えば、紙、亜鉛合金、アルミ合金、原皮等が禁止類の項目から除外された(香港特別行政区政府駐広東経済貿易弁事処、2006)。また、施行日は 2006 年 11 月 22 日に延期し、登記手帳が電子化されている企業は一年、登記手帳が書類ベースの企業は半年の移行期間が設けられた(两岸经贸編集部 2006c)。これらの措置によって、外資企業に対する 139 号通知の影響がある程度緩和された(経済日報 2006 年 11 月 7 日)。ところが、2006 年末において、加工貿易制度に対する外資企業の不安は、ほとんど軽減されていなかった。と言うのは、9 月に禁止類商品リストが公布された際、11 月により広い範囲の禁止類と制限類商品リストが公布されるという情報が加工貿易関係者の間に流されていた(工商時報 2006 年 9 月 20 日)。このため、11 月に香港貿易発展局と香港の四大商会(香港工業總會、香港中華廠商連合会、香港中華總商会、香港總商会)を含む 34 の業界団体は座談会を開催し、連名で中央政府に対して、今後輸出関連の政策制定時には、企業に対する諮問を強化することや経過期間を与えることを強調する意見書を提出することを決定した(福井県香港事務所 2006)。また、中国政府は急増していた貿易黒字を効果的に削減するために、企業分類管理制度を廃止し、全ての加工貿易企業が保証金の実転を義務付ける政策を実施しようとしている、という情報も外資企業に知られていた。もし、実転が全面的に実施されたら、広東省の香港、台湾企業の一割が資金難による倒産に追われると予測された。このような事態を回避するために、東莞外資企業協会は、10 月 16 日に中国商務部長薄熙来が東莞での外資企業を視察した際、実転に関する政策を慎重にというような陳情書を提出した(文匯報 2006 年 10 月 18 日、工商時報 2006 年 10 月 19 日 a)。

外資企業が大規模にロビー活動を行ったにも拘らず、中国政府は 2007 年の 6 月 18 日に「一部品目の輸出増値税還付率の引き下げに関する通達」(財税[2007]90 号)を公布し、増値税輸出還付率の調整対象は 2831 項目の商品に及び、海関税則商品総数の 37%に当たる広範なものとなることを示した。この中には、553 項目の「両高一資」(高汚染、高エネルギー消耗、資源型)商品に対する還付を取り消し、2268 項目の貿易摩擦を引き起こしやすい商品への還付率引き下げを行った。加工貿易の重要な輸出品の衣類については 13%から 11%へ、還付率を 2%引き下げた。この異例な大規模であり、かつ移行期間がないという、7 月 1 日から実施された厳しい還付税調整の背景については、「貿易黒字の過剰な増大を抑え、貿易の均衡を図るため、政府としては、さまざま

な政策を実施する必要があるが、今回の輸出増徴税政策も、こうした政策の中で重要な位置を占める」と中国政府は説明した(中井 2007)。この税還付の調整は、労働集約型の産業に巨大な影響をもたらした。例えば、自転車、陶磁器、繊維、靴、タイヤ等の産業の台湾資本の加工貿易企業は、還付率の引き下げによって、瞬く間に 4%か 5%の粗利益率の損失が強いられた(两岸経貿編集部 2007)。

## 2. 貿易摩擦による規制(2)―保証金台帳制度のさらなる進展

外資企業が、上述した還付率調整ショックから回復していなかった時期、最も心配されていた引締め策がやってきた。それは、2007年7月23日に公布され、8月23日より施行される「加工貿易制限分類の規制強化にかかわる公告」(商務部・税関総署公告[2007]第44号)である。この公告により、新たな銀行保証金台帳制度が実施された。表2は44号公告による銀行保証金台帳の新制度と旧制度の比較である。一見、新旧制度の比較において、大きな相違がないように思える。表2における、比較により強いて挙げるならば制限類商品を扱うA類企業の保証金の納付は空転から、B類企業と同じように50%の実転、つまり実質的に納付することとなった。ところが、前述したように、大部分の加工貿易企業はB類企業に属するので、このルールの変更は彼らへの影響は少ないはずである。では何故この公告は多数の加工貿易企業に大きな衝撃を与えたのだろうか。

表2 加工貿易における銀行保証金台帳制度の新旧比較

旧制度(1999年10月1日から2007年8月22日)				(%) 保証金納付率
商品分類/企業分類	A類企業 <sup>21</sup>	B類企業	C類企業	D類企業
許可類	空転	空転	実転(100%)	加工貿易不可
制限類	空転	実転(50%)	実転(100%)	加工貿易不可
禁止類	加工貿易不可	加工貿易不可	加工貿易不可	加工貿易不可
新制度(2007年8月23日から)				(%) 保証金納付率
許可類	空転	空転	実転(100%)	加工貿易不可
制限類	東部地域: 実転(50%)		実転(100%)	加工貿易不可
	その他地域: 空転			
禁止類	加工貿易不可	加工貿易不可	加工貿易不可	加工貿易不可

出所：筆者整理による。

<sup>21</sup> 「中華人民共和國税関企業分類管理弁法」(税関総署令第170号)が2008年4月1日より施行された。同「弁法」では、従来のA・B・C・Dの4つの管理区分に加え、新たにAA類を設けた。AA類はA類企業と同じように、通関優遇措置が享受可能となる。さらに、AA企業については全面的な信頼を得ることができ、一般的には、貨物の開梱検査が免除されるという(人民網日本語版、2008年4月2日)。ただし、制限類商品に関する保証金の納付は、AA類はA類企業と同じ扱いがなされ、優遇は受けられない(袁 2007)。

実は、外資企業に対する 44 号公告の影響は、制度変化よりも制限類商品の品目の大幅増加にあった。44 号公告では、労働集約産業に関わる繊維 1539 品目、プラスチックの原料等 150 品目など全関税品目の約 15%を占める 1853 品目が制限類に追加されたのである。これにより、制限類商品は 394 品目から 2247 品目へと大いに拡大し、今まで保証金の納付と無関係であった多数企業も積立金の準備に迫られるようになった。例えば、広州市だけでは、影響を受ける企業は 470 社である。2006 年の輸出入実績を前提に計算すると、加工貿易制限リスト品目に関係する貿易額は 25 億 9000 万ドル（約 195 億元）で、保証金を積み立てることで 12 億 5000 万元のキャッシュ・フロー負担が生じるといふ（天野&盧 2007）。また、今回の追加された品目の制限方式も、今までの制限類商品と相違がある。99 年に制限類の商品が始めて指定された際、その選別原則は内外価格差が大きく、税関が管理しにくい原材料ということであった。そしてこれらの原材料が国内市場に転売されないように、輸入制限が行われた。それは、B 類と C 類企業が輸入する制限類商品の数量に応じて、保証金を納付しなければならなかった。44 号公告が公表された際、既存する 394 品目の制限類商品の全ては輸入制限方式であった。ところが、追加された 1853 品目の全ては輸出制限方式<sup>22</sup>である。輸出制限の目的は何かと云えば、輸入原材料の管理ではなく、最終製品の輸出管理である。つまり、輸出制限の目的は密輸防止ではなく、輸出の抑制なのである。

44号公告では、初めて企業の所在の地域によって、銀行保証金台帳の扱いが異なる制度を打ち出した。具体的には、経営企業及びその加工企業がいずれも中西部地区(北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省という東部地区以外の地域を指す)に所在している場合、制限類商品加工貿易の展開において、表2の通りA類及びB類企業については空転を実行することができる。2006 年の中西部地区の加工貿易輸出額は全国の 2.6%しか占めておらず、この中西部地区における企業への優遇政策は、中西部地区への加工貿易移転促進という狙いがあると考えられる(三井住友銀行中国業務推進部 2007)。

また、44 号公告の第 5 条では、公布日の 7 月 23 日までに貿易権（自営輸出入権）を獲得していない東部地区企業については、制限類商品加工貿易業務展開申請は受理されないと明言した。この条文には二つの意味がある。まず、当然ながら、中西部地域を除いて、制限分類を取り扱う加工貿易企業を新設することができなくなる（東部地域であっても保税区・輸出加工区は可能<sup>23</sup>）。また、

<sup>22</sup> 台帳保証金計算方法については、輸出制限が輸入制限と異なる。前述したように、輸入制限の保証金は、全ての輸入制限類商品の納付すべき輸入関税と増値税の和である。輸出制限の保証金は、制限類商品輸出額の輸出商品備案総額に占める比率及び輸入部材の総額を基数として、総合税率を以って保証金を計算する（三井住友銀行中国業務推進部 2007）。

<sup>23</sup> 東部地区でも、輸出加工区、保税区等の税関特殊監督管理区域と国内で輸入制限類商品と



中西部地域を除いて、制限類商品加工貿易に従事する来料加工企業は新たな契約による生産活動ができなくなる。前述したように、来料加工企業とは地元政府が工場を建てて労働者を雇い、そこに外資企業が設備と技術を持ち込んで海外から委託生産を請負う方式である。このような工場は、外資企業によって実効的に管理されるが、名目的には地元政府の集団企業に属するのである。よって、来料加工方式の外資企業は、貿易権を持たず、地場政府系貿易企業に部材輸入・製品輸出を委託するのである。今回の公告では、「貿易権を獲得していない企業」という条文の目標は正に来料加工企業である(加藤修 2007)。制限類商品を手掛ける来料加工企業を運営させないという 44 号公告の狙いは、外資企業の身分が曖昧な来料加工企業を明確な法人格を持つ外資企業(三資企業<sup>24</sup>)へ転換を促すこと、と考えられる。このため、44 号公告の第 5 条は但し書きがつけられていた。それは、加工貿易の委託業務を引き受けた経験がありながら貿易権を取得していない生産企業については、2007 年 10 月 23 日までに地方政府部門へ届出を行い、かつ規定期間内に貿易権を備える企業に転向すれば、第 5 条の対象にならないというものであった。

### 3. 外資企業のロビー活動と実効性がない緩和策

44 号公告の実施によって、加工貿易に従事する労働集約型企業の資金負担が増大した。資金力の弱い中小企業にとって、この新政策は死活問題になった。外資企業は 44 号公告とその前の財税[2007]90 号公告による影響を抑えるため、様々なロビー活動を行った。例えば、日系企業の場合、在広州総領事館、広州日本商工会及びジェトロ広州事務所(通称:三位一体)<sup>25</sup>は数回に渡り、広東省国家税務局、税関総署広東分署及び広東省対外貿易経済合作庁への働きかけや提言を行った。台湾企業の場合、2007 年 4 月 16 日に、中国各地で結成される「台商協会」(台湾商人協会)は全国総会「全国台湾同胞投資企業連盟会」(以下:台企連)を設立した。台企連が設立された目的は:「台商の利益を守るため…(中略)地方の台商協会が解決できない問題に対し、この台商総会は取り組む」と台企連の会長張漢文氏は語った(中国時報 2007 年 4 月 16 日)。台企連が設立されて最初の大仕事は、加工貿易の新政策に対して、中国側への働きかけを行うことであった(経済日報 2007 年 8 月 17 日)。台企連の努力によって、台商が望んだ台商代表と中国副総理呉儀氏の直接会談が実現された(経済日報 2007 年 9 月 7 日)。

---

輸出制限類商品の転入出を行うという転廠の加工貿易業務は 44 号公告の対象になれない。

<sup>24</sup> 三資企業とは 100%外国資本の「独資企業」、中国と相手国がそれぞれ資本を出し合った「合弁企業」、そして「合作契約」により各出資者の出資方式(金銭に限らない)、経営管理方式等を定める「合作企業」のことを指す。

<sup>25</sup> 2008 年の春に、筆者は在広州総領事館、広州日本商工会及びジェトロ広州事務所に対するヒアリング調査を行った。関係者の話によると、「三位一体」という日系企業の利益を守るロビー体制の形成の背景には、加工貿易制度の変化と在広州総領事館のリーダーシップがあるということであった。

香港企業の場合、加工貿易業界だけではなく、主なビジネス団体や香港政府もかなりロビー活動に力を入れた。例えば、加工貿易新政策による問題を具体化するために、香港政府の諮問機関である大珠江デルタ商務委員会と香港貿易発展局研究部は、5万社以上の貿易と製造企業に対する大規模なアンケート調査を行い、加工貿易関連の新政策が香港企業に及ぼす影響に関する報告書「香港に対する内地加工貿易政策の影響」<sup>26</sup>を公表した。同報告書では、最悪の場合、香港系企業約1500社が操業停止、1万社が生産縮小に追い込まれ、37万5千人の中国労働者が失業すると予測した。

外資企業による様々な努力によって、中国政府は重要な緩和策を打ち出した。2007年9月5日に、商務部、税関総署、銀行監督委員会は、「台帳保証金の納付方法に係る公告」（商務部、税関総署公告[2007]71号）を公布した。保証金の納付について、現行規定の「加工貿易企業の多様な形式による納税保証金実施弁法」（国経貿貿易[1999]1271号）に適用できるようになった。これにより、保証金は現金で積み立てるほか、税関に対して中国銀行が発行する税金納付保証状を提出することで代替できることが明らかになった（天野&盧2007）。また、増値税還付率の再調整も検討されているという。中国副総理呉儀氏は台商代表と会談した際、引下げた増値税還付率を検討し、再び引上げる可能性があるかと約束した。

来料加工工場から三資企業への変更の緩和策も実施されるようになった。例えば、来料加工の重鎮である東莞市では、2008年6月に来料加工企業から三資企業へ変更手続きに際し、生産停止を避けられるような措置を打ち出した（香港特別行政区政府工業貿易署2008）。「東莞市来料加工企業現地生産不停止で三資企業へ円満に転換することに関わる行政事務の通知」（東外経貿[2008]40号）によれば、既存の来料加工企業と新設される三資企業は同一所在地に一時的に二社が並存することができる。三資企業の立ち上げを容易にするため、企業新設の手続きについては、制限類項目商品の管理等一部の認可手続きを除き、環境保護、消防等の認可手続きを「変更」という形で扱い、実地再検査は不要とした。また、生産を停止させないように、新たな三資企業は税関に登録後、三ヶ月以内に会社が税関手続きをする際、新旧会社の登録登記コードを同時に使用できることとした。更に、一般的には、新設加工貿易企業はB類企業に属するが、来料加工企業から三資企業へ変更する場合、変更前の企業管理分類が認められ、A類来料加工企業のその資格が継続できるようにした。なお、郷鎮と区政府が自身の利権を守るため、来料加工工場の組織変更に協力しないという問題を解決するため、東莞市政府は変更についての全手続きを受け入れる単一のサポート窓口を開設した。

<sup>26</sup> この報告書の実質的な作者は香港貿易発展局研究部ということは2008年の春に、筆者が香港政府の駐広東香港経済貿易弁事処に対する聞き取り調査で確認した。報告書（内地加工貿易政策對香港的影响）は香港政府の「政制及内地事務局」のウェブサイトからダウンロードできる：<http://www.cmab.gov.hk/tc/issues/council.htm>。

上述のように外資企業が2007年に行った大規模なロビー活動によって、実施されるようになった加工貿易に関する緩和策の結果はどのようなものであったか。残念ながら、加工貿易における外資企業の経営環境が大幅に改善されたとは言えないのである。来料加工工場から三資企業への変更が融通されたことによって、多数の来料加工工場は壊滅的な損害から逃れることができたが、加工貿易における外資企業全体、特に労働集約型企业についてはまだかなり厳しい状況に置かれている。その原因としては、企業の関心度が最も高い増値税還付率の引上げと積立金問題が依然として改善されていないためである。まず、2007年9月に中国副総理呉儀氏は引下げた増値税還付率を再び引上げる可能性があると公言した。しかし2008年の秋に起きた世界的不況まで、この点についての中国政府の大きな動きは見られなかった。また、中国銀行が発行する保証状による保証金の積み立てが免除されるという緩和策は、実際には、中小企業の資金繰り難に対して、実効性が低い。上述のように緩和策の法的な根拠の「加工貿易企業の多様な形式による納税保証金実施弁法」によれば、中国銀行に保証されている加工貿易企業は、一旦ルール違反行為があつて、税金や罰金が支払えない場合、中国銀行が代わりにその金額を代償する義務があることを説明した。それに加え、近年加工貿易引締め風潮下で、中国銀行は代償のリスクを抑えるために、保証状を申し込む企業に対して、抵当等の実質的な担保を求めるようになった。ところが、中小企業の多数は中国銀行に納得させる抵当を提出することができない。従つて、中国銀行の保証状が取得できるのは、資本力のある大企業に限られている（経済日報 2007年12月4日）。

外資企業が2007年に行った大規模なロビー活動の効果が限定的に終わったことは、加工貿易における外資企業の経営環境が悪化していることを意味する。それに加えて、近年においては、人民元相場の上昇、原材料・エネルギー価格の高騰、労働合同法（労働契約法）の施行や最低賃金の上昇による労働コストの上昇等も、加工貿易企業の経営を圧迫している（金 2008）。悪化している経営環境の影響で、中国での生産を放棄する加工企業も少なくない。例えば、広東省には約5000社の靴メーカーがあり、80%以上は加工貿易方式で運営されていたが、2007年の前三四半期だけで約1000社が閉鎖・廃業した（経済日報 2007年12月13日）。経営環境悪化は、加工貿易集中地の地方政府の経済指標に顕著に表れている。たとえば加工貿易の重鎮東莞市では、2008年の前半は過去30年間で初めて、契約ベースの外資投資額がマイナス成長（-13.96%）になった（東莞市対外貿易経済合作局 2008）。また広東省全体の輸出も減速している。2008年7月までの広東省の総輸出額は2249.3億ドルで、増加率は13.6%である。これは全国平均増加率の22.6%と比べると、広東省の減速は明らかである（広東省対外貿易経済合作庁 2008b）。特に、労働集約型産業の輸出減速は著しい。2008年前半、アパレルとその付属品の輸出は前年の37.4%増加から31.3%へと減少し、プラスチック製品の輸出は前年の18%増加から4.5%に落ち

込んだ。ほかに、靴、家具、玩具等産業の輸出減速も見られている（広東省対外貿易経済合作庁 2008a）。

一方、中国政府の貿易黒字を抑えるという政策方針はある程度達成されている。2007年の第四四半期から、中国の貿易黒字の増加の減速傾向が出始めて、2008年の前半は、132.1億ドル減少の前年より11.8%マイナス成長になった。中国貿易黒字がマイナス成長に転化した背景には、人民元相場の上昇、輸入原材料・エネルギー価格の高騰、主な貿易相手国の経済不振等の外部要因があるが、中国政府による輸出抑制と輸入奨励政策<sup>27</sup>という内部要因もあると税関総署は指摘する（中国海関 2008a）。加工貿易抑制政策の効果で、中国の国際貿易における加工貿易の割合は減少し続けている<sup>28</sup>。2007年には、国際貿易における加工貿易の割合は1.8%減少の45.4%になった。2008年の前半には、その割合は去年同期より3.6%減少の41.3%になった。中国の国際貿易における加工貿易の割合が減少し、一般貿易の割合が増加していることには、加工貿易抑制策の影響があることは明確である。つまり加工貿易制限類と禁止類目録の商品範囲の拡大によって、加工貿易方式から一般貿易方式へ変更する生産企業が増加している。このため、中国政府の関税収入も急速に増加している。2005年中国税関の年間増収は約500億元、2006年は約800億元であるが、44号通告が公布された2007年の年間増収は史上最大の1480.4億元で、総額7584.6億の史上最高関税収入を達成した（人民日報 2008年01月08日）。また、注目しておきたいのは、2008年前半には、中国の総輸出に占める加工貿易の割合は、年間、あるいは半年決算として1996年以来初めて、50%を割り、去年同期よりも3.1%減少の48.3%になった（中国海関 2008c）。

#### 4. 世界同時不況による暫定的な緩和策

2008年9月に米国大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻に始まり、世界経済は100年に一度と言われる大不況に陥ってしまった。これに伴い、中国の輸出部門、特に加工貿易による輸出は急減した。2008年10月の一般貿易と加工貿易の輸出増加率（前年比）は、それぞれの27.2%と8.6%という成長基調が維持されたが、11月の一般貿易と加工貿易の輸出増加率は4.6%と-10.9%、12月は6.0%と-15.8%と急減した<sup>29</sup>。こうした状況に対し、中国政府は2008年8月以降数回の増値税輸出還付率引き上げを行った。引き上げ対象の大部分は、2006年から2007年にかけて還付率が引き下げられたものである（池上 2009）。

また、加工貿易に対して、暫定的な制限類商品の削減と規制緩和という措置

<sup>27</sup> 中国政府は、2007年11月に装備製造、環境・エネルギー関連業種、生命科学などの業種で「輸入奨励の先進技術及び製品目録」を発表し、先進技術及び製品の輸入拡大を支援した。

<sup>28</sup> 海関税則商品総数の37%に当たる増値税輸出還付率の調整対象商品（財税[2007]90号）の輸出も明らかに減速している（中国海関 2008b）。

<sup>29</sup> 2008年通年の一般貿易の輸出増加率（前年比）は22.9%である。それに対して、加工貿易の輸出増加率は-6.9%である。加工貿易の著しい輸出鈍化には、引締め策の大きな影響があると考えられる。

がとられた。簡単に言えば、2008年12月1日から、2007年8月23日より施行される44号公告の措置が暫定的に停止される(商務部・税関総署公告[2008]第97号)。44号公告が公表された際、全関税品目の約15%を占める1853品目が輸出制限類に追加された。新緩和策では、この1853品目を扱う東部地域におけるAとB類企業の保証金台帳が、暫定的に50%の実転から空転になる<sup>30</sup>。また、44号公告によって、加工貿易制限類商品に対する加工貿易の申請が受理されなくなったが、これも暫定的に執行が停止される。

更に、2008年12月31日に「商務部・税関総署公告[2008]第120号」が公布され、2009年2月1日から、44号公告によって、追加された1853品目のうち、プラスチック、繊維、家具等の労働集約型の製品を中心する1747品目が制限類商品のリストから削除された。一方、加工貿易禁止類商品については、大きな緩和措置が施行されていない(池上 2009)。一部の金属、化学原料、皮革製品等、高エネルギー消費・高汚染という「両高一資」商品に当たらないものだけが禁止類商品リストから削除された(「商務部・税関総署公告[2008]第121号」)。

これら一連の緩和策によって、2006年から2007年にかけて、中国政府が施行した加工貿易の規制策がほぼ解消された。ところが、これらの緩和策は一時的なものである。将来、世界経済の回復と共に中国の輸出部門が再び成長軌道に戻り、貿易摩擦と人民元の切り上げがまた問題になるとするならば、加工貿易に対する規制策がまた施行されることは容易に予測できるであろう。

## 結論

中国における過去30年間の著しい国際貿易の発展には、加工貿易による貢献が大きい。ところが、これまでの既存研究においては加工貿易の歴史的変遷に関する研究がほとんど行われてこなかった。本稿では、加工貿易制度が誕生してから30年間の主な政策変化とその背景を研究し、表3で示されるような制度変革の観点を導いた。

表3 中国加工貿易の制度変革の略表(1979-2008)

時期	重要な法令とその影響	外資企業のロビー活動とその結果
70年代末から80年代 (制度成立期)	1. 「以進養出試行弁法」と「展開対外組み立て加工と中小型補償貿易弁法」(国発[1979]220号): 来料加工と補償貿易の仕組みが確立された。 2. 「税関対組み立て加工と中小型補償貿	当時の中国政府は外貨の需要が強 く、加工貿易企業に対する寛大な 措置がとられた。例えば、[89]署 監一第454号という保証金に関す る初めて通告では、ほとんどの加

<sup>30</sup> 44号公告が公表された際、既存の394品目の輸入制限類商品の中で、軽工業と紡績製品を中心とする272品目が、2008年の97号公告によって、AとB類企業の保証金台帳が、暫定的に50%の実転から空転になった。残った122品目については、A類企業の保証金台帳が暫定的に50%の実転から空転になるが、B類企業の保証金台帳は50%の実転のままである。

	<p>易輸出入貨物監督管理及び徴免税規則」([82]外経貿関字第4号):加工貿易に対する税関の管理・監督権が確立された。</p> <p>3.「中国増値税条例(草案)」(国発[84]125号):加工貿易の増値税の優遇が確立された。</p> <p>4.「税関の進料加工輸出入貨物に対する管理弁法」([88]署貨字第403号):進料加工の仕組みが確立された。</p> <p>5.「来料加工の輸入材料の保証金徴収に対する税関総署等五機関の通知」([89]署監一第454号):保証金に関する初めての法令。</p>	<p>工貿易企業は保証金の納入が不要であると強調され、保証金の納入が困難である企業は、銀行から保証金用のローンを組むことが可能であると規定された。よって、外資企業がロビー活動を行う必要がなかった。</p>
<p>90年代 (密輸取締りにより、制度が変化した時期)</p>	<p>1.「加工貿易輸入原材料についての銀行保証金台帳制度の施行に関する暫定管理弁法」(署監[1995]908号):保証金台帳制度に関して、初めての法令である。</p> <p>2. 1997年の刑法全面改正の際、密輸犯罪についての条文が大幅に増やされ、刑罰も非常に厳しくされる。その後、税関において、密輸活動を取り締まる専門の警察組織が成立された。</p> <p>3.「加工貿易銀行保証金台帳制度のさらなる完備化に関する意見」(国弁発[1999]35号):加工貿易企業及び商品をそれぞれ数種類に分類しており、特定の制限品目を扱う企業や、重大なルール違反行為があった企業からは関税・増値税と同額の保証金を積立させるものである。</p>	<p>実施された銀行保証金台帳は空転のみであった。外資企業の経営への実質的な影響がなかった。</p> <p>多数台湾人が逮捕・拘留されたことで、台湾の業界団体がロビー活動を行った。ところが、ロビー活動の目標は国家レベルの法律に抵触するために、実質的な成果があまりなかった。よって、外資企業に対して、税関の絶対的な権威が構築された。</p> <p>保証金が資金繰り圧迫要因となった。そのため外資企業は大規模にロビー活動を行った。アジア通貨危機以降、輸出の減速を警戒していた中国政府は外資企業のロビー活動に柔軟に対応した。その結果、規制策の実質的な影響はほぼ緩和策によって相殺された。</p>
<p>2000年以降 (加工貿易自体が規制され、制度が変化する時期)</p>	<p>1.「輸出貨物還付税率調整に関する通知」(財税[2003]222号):輸出品に適用される還付率が当時の平均15%から平均3%引下げられた。中国政府の狙いは人民元切り上げ圧力を軽減することと未済の還付金による財政困難を解決することである。</p> <p>2.「一部輸出品目に対する増値税還付率調整に関する通知」(財税[2006]139号)とその後の「一部の商品の輸出増値税還付に関する補充通知」(財税[2006]145号):エネルギー大量消費型、高汚染型、資源関連の製品に加え、一部の労働集約型品目の輸出増値税の還付率を引き下げた。輸出増値税還付を取り消した品目は「加工貿易禁止類商品目録」に追加され、輸入時に一律輸入関税および輸入増値税が徴収された。</p>	<p>加工貿易企業にとって、今回の輸出増値税還付率の引き下げの影響は、企業の経営努力によって、ある程度吸収できるので、外資企業による大規模なロビー活動は見当たらなかった。</p> <p>「加工貿易禁止類商品目録」に追加された商品や原料を手がける来料加工企業は、生産停止、さらには倒産の危機に直面した。外資企業の様々のロビー活動によって、中国政府は緩和策を打ち出した。「加工貿易禁止類商品目録」が發布され(商務部、税関総署、国家環境保護総局、2006年82号公告)、外資企業の関心が大きな商品、例えば、紙、亜鉛合金、アルミ合金、原皮等が禁止類の項目から除外さ</p>



		れた。よって、外資企業に対する139号通知の影響がある程度緩和された。
	3. 「一物品目の輸出増値税還付率の引き下げに関する通達」(財税[2007]90号): 増値税輸出還付率の調整対象は2831項目の商品に及び、海関税則商品総数の37%に当たる広範なものとなった。この中には、553項目の「両高一資」(高汚染、高エネルギー消費、資源型)商品は還付を取り消し、2268項目の貿易摩擦を引き起こしやすい商品が還付率引き下げとなった。	この税還付の調整は、労働集約型の産業に巨大な影響をもたらした。例えば、自転車、陶磁器、繊維、靴、タイヤ等の産業の加工貿易企業は、還付率の引き下げによって、瞬く間に4%か5%の粗利益率の損失を強いられた。外資企業はまだこの還付率調整ショックから回復していなかった時期に、新たな引締め策が公布された。
	4. 「加工貿易制限分類の規制強化にかかわる公告」(商務部・税関総署公告[2007]第44号): 労働集約産業に関わる繊維1539品目、プラスチックの原料等150品目等全関税品目の約15%を占める1853品目が制限類に追加された。これにより、これまで保証金の納付と無関係だった多数の企業も積立金の準備に追われるようになった。また、中西部地域を除いて、制限類商品加工貿易に従事する来料加工企業は新たな請負ができなくなった。	外資企業は44号公告とその前の財税[2007]90号公告による影響を抑えるために、様々なロビー活動を行った。その中、香港では、加工貿易企業に留まらず、重要な財界団体と政府機関も、熱心に陳情活動を行った。外資企業のロビー活動によって、中国政府の緩和策が実施されたが、企業の関心度が最も高い増値税還付率の引上げや積立金問題は改善されなかった。よって、労働集約型の企業の多数が倒産し、中国の国際貿易における加工貿易の割合は減少した。
	5. 2008年8月以降数回の増値税輸出還付率引き上げを行った。引き上げの対象の大部分は、2006年から2007年にかけて還付率が引き下げられたものである。	これらの緩和策は、外資企業のロビー活動の成果と言うよりも、中国政府が世界的不況による輸出鈍化を打開するため一時的な対策であると考えられる。つまり、この緩和策は中国政府の一時的な意図によるものである。
	6. 商務部・税関総署公告[2008]第97号と第120号:44号公告の措置が暫定的に停止される。	

出所: 筆者整理による。

70年代末から、90年代にかけて、加工貿易において、制度変化を促す最も重要な要因と言え、中国政府に大きな経済的損失をもたらした密輸問題であったであろう。試行錯誤的でありながら、80年代には、登記手帳による保税品の管理制度と保証金制度が導入され、90年代には、銀行保証金台帳制度、密輸阻止の警察組織、密輸罪及び加工貿易密輸罪の厳罰化、加工貿易に関する商品と企業の分類管理等の措置が実施された。これらの措置が有効に機能して、密輸による関税の損失を抑えてきた。表4は賈(2002)が推定した中国における1995年から2000年までの脱税額の統計である。表4によると、90年代の後半には、関税の脱税が効果的に抑えられていたことが分かる。2000年の関税の脱税額は95年のおよそ半分まで抑制された。

表4 中国における脱税額の推定(1995年-2000年)

単位：億元

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
非農業生産部門	2616	2601	2717	2816	2720	2524
関税	979.70	680.54	684.06	675.17	330.64	461.06
個人所得税	28	73	282	338	492	732
総計	3623.70	3354.54	3683.06	3829.17	3542.64	3717.06

出所：賈(2002)、68ページ、表2-2。

一方、変革された加工貿易制度において、外資企業に不利な経営環境をもたらした場合、外資企業は中国政府に対して、ロビー活動を行い、規制緩和を積極的に求めた。80、90年代にわたって、中国政府は、加工貿易が作り出した外貨や雇用等の経済利益に対する需要が高く、外資企業のロビー活動にほとんど友好的に反応した。その結果、90年代の終わりには、密輸行為が抑えられながら、外資企業の優遇条件が維持されるという両主体にとって望ましい加工貿易制度が形成された。つまり、90年代までには、加工貿易制度の変革は、中国政府の密輸規制策と外資企業のロビー活動による構築されたのであった。

ところが、2000年以降、加工貿易制度の変革は、中国政府の一方的な意図により構築されたと言えるだろう。2000年以降、中国経済が力強く成長すると同時に、外貨準備高も急増した。中国政府は貿易黒字を解消するため、加工貿易自体に対する抑制政策を実施した。そこで、中国政府は、増値税輸出還付という輸出企業に対する優遇を削減するだけでなく、労働集約型の加工貿易企業に対して、厳しい規制策を与えた。そして中国政府は90年代から形成してきた、加工貿易に関する企業・商品の分類システムと保証金台帳制度を活用し、労働集約型企業の淘汰を企図した。こうした新規制策に対して、台湾、日本、香港の外資企業が積極的にロビー活動を行ったが、中国政府から90年代のような友好的な対応を得られなかった。よって、労働集約型の企業の多数が倒産・撤退し、中国の国際貿易における加工貿易の割合が減少する結果となった。2008年秋以降、中国政府は世界同時不況による輸出鈍化を打開するため、暫定的ながら大幅な緩和策を実施した。しかしこれら緩和策は一時的なものであり、将来的に中国政府の意図によって確実に変化するであろう。

## 参考文献

### 日本語

JETRO (2003)、「輸出に係る増値税還付問題の経緯」、JETROのウェブサイトの国・地域別情報>アジア>中国>関連法：

[http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/law/tax\\_value01.html](http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/law/tax_value01.html)。

JETRO 海外調査部 (2000)、「加工貿易の新管理制度」、『調査レポート』

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/reports/05000078>。

天野真也、盧真(2007)、「保証金の納付方式を緩和—加工貿易企業の資金負担

- 軽減を図る」『通商弘報』（広州発）2007年9月13日。
- 池上隆介（2009）、「輸出と加工貿易に対する規制緩和の動向」、『中国月報（三菱東京UFJ銀行）』第41号。
- 井上和子（2007a）「中国の加工貿易の環境変化と珠江デルタの産業構造高度化」、『日本貿易会月報』2007年10月号。
- 井上和子（2007b）「拡大する中国の貿易黒字と貿易構造転換—進められる加工貿易の抑制」、『経営センサー』2007年11月号。
- 大橋英夫（2003）、『経済の国際化（シリーズ現代中国経済5）』名古屋大学出版会。
- 越智均（2003）、「中国における密輸取締について」『海保大研究報告』第48巻第1号。
- 郭永興（2006）「中国の税関問題に関する台湾企業のロビー活動」、『アジア経済』第47巻第9号。
- 加藤修（2007）「華南・加工貿易規制拡大で迫られるビジョン構築」中国情報局ウェブサイトの経済コラム：  
[http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0925&f=column\\_0925\\_004.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0925&f=column_0925_004.shtml)。
- 加藤弘之（2003）、『地域の発展（シリーズ現代中国経済6）』名古屋大学出版会。
- 金 堅敏（2008）「経営難にあえぐ中国の輸出企業」『富士通総研トピックス』：  
<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/china-research/topics/2008/no-86.html>。
- 黒田篤郎（2001）、『メイド イン チャイナ』東洋経済新報社。
- 久保満利子（2006）、「『加工貿易禁止目録』の発表と日系企業への影響について」、『CHINA WEEKLY（三菱東京UFJ銀行）』2006年11月号8日号。
- 経済産業省（1999）、『通商白書1999』。
- 経済産業省（2003）、『通商白書2003』。
- 経済産業省（2006）、『通商白書2006』。
- 経済産業省（2007）、『通商白書2007』。
- 世界週報（1999）、「躍動アジア、効率・構造改善に政治生命かける「鉄面宰相」朱鎔基」、1999年2月16日号。
- 関満博（2002）、『世界の工場—中国華南と日本企業』新評論。
- 瀬谷千枝（2006a）「華南地域の来料加工企業を震撼させた139号通知」中国情報局ウェブサイトの経済コラム：  
[http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2006&d=1121&f=column\\_1121\\_004.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2006&d=1121&f=column_1121_004.shtml)。
- 瀬谷千枝（2006b）「139号通知で輸出加工企業が直面する課題」中国情報局ウェブサイトの経済コラム：  
[http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2006&d=1129&f=column\\_1129\\_006.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2006&d=1129&f=column_1129_006.shtml)。
- 中井邦尚（2007）、「輸出増値税還付策を大幅に変更—2800以上の品目で還付取り消しや引き下げ」『通商弘報』（北京発）2007年6月20日。
- 日中投資促進機構（2000）、「加工貿易保証金台帳制度で新措置」、『投資機構ニュース速報』No. 73（2000年7月10日）。

人民網日本語版、2006年10月23日、「膨張を続ける中国の外貨準備高」：  
[http://www.people.ne.jp/2006/10/23/jp20061023\\_64198.html](http://www.people.ne.jp/2006/10/23/jp20061023_64198.html)。  
人民網日本語版、2008年4月2日、「『中華人民共和國税関企業分類管理弁法』  
実施」：[http://j.peopledaily.com.cn/2008/04/02/jp20080402\\_86234.html](http://j.peopledaily.com.cn/2008/04/02/jp20080402_86234.html)。  
服部健治(2000)「1999年12月までの対中投資動向」在中国日本商工会議所  
ウェブサイトの会員向け情報《マクロ経済の動き》：  
[http://www.cin.or.jp/beijing/members/quarterly/macro2000\\_3.htm](http://www.cin.or.jp/beijing/members/quarterly/macro2000_3.htm)。  
福井県香港事務所(2006)「相次ぐ政策調整-対応に追われる香港企業」、福井県  
香港事務所のウェブサイトの香港繊維関連情報(現地紙翻訳、出所：大公報  
2006年11月13日)：  
<http://www.fukui-iic.or.jp/kokusai/hk/report/honyaku/senni/2006/textile061113-3.htm>。  
貿易・投資円滑化ビジネス協議会(2007)、『2006年版各国・地域の貿易・投資  
上の問題点と要望』日本機械輸出組合。  
<http://www.jmcti.org/mondai/top.html>。  
朴木直子(2004)、「はじめて中国に進出する企業のための、早わかり中国税務  
のしくみ」『税務弘報』第52巻第14号(11月)。  
丸川知雄(2007)、『現代中国の産業-勃興する中国企業の強さと脆さ』中央公  
論新社。  
水野亮(2007)、「中国の輸出制限的な動きの問題」、『WTO / 国際経済紛争対策  
に関するメールマガジン』バックナンバー第28号(2007年6月29日配信)  
<http://www.rieti.go.jp/wto-c/070629/070629-5.pdf>。  
水野真澄(2007)、「加工貿易、輸出方内販促進へ」、『コンシェルジュ北京』2007  
年07月号(水野真澄氏のビジネスコンサルティング会社のサイトで、この  
文章を閲覧できる)：  
<http://www.mizuno-solution.com/library/nattoku/26.php>。  
三井住友銀行中国業務推進部(2007)、「加工貿易制限類商品目録公布につい  
て」、中国情報(SMBC China Business)、2007年8月24日(NO.200713)。  
山本裕美(2003)、「香港経済と広東省経済の関係」、国際東アジア研究センタ  
ー、Working Paper Series Vol. 2003-34。

## 中国語

崔大滙(2002)、「外商直接投資与中国的加工貿易」、『世界経済研究』2002年  
第6期。  
大珠三角商務委員会&香港貿易發展局研究部(2007)、『内地加工貿易政策對香  
港的影響』[http://www.cmab.gov.hk/doc/ProcessingTradeJune\\_chi.pdf](http://www.cmab.gov.hk/doc/ProcessingTradeJune_chi.pdf)。  
東莞市對外貿易經濟合作局(2008)、「広東東莞合同利用外資本三十年来首次出  
現負増長」、『外経貿快報』2008年08月19日：  
<http://www.dgboftec.gov.cn/news/detail.asp?ID=9744>。  
公安部(2007)、「公安部举行新聞发布会通報海関緝私警察有関工作情况」、記者  
会見記録、2007年3月27日：  
<http://www.mps.gov.cn/n16/n1237/n1432/n1567/136809.html>。  
工商時報、2006年9月20日、「加工貿易新政、地方憂心影響招商」。  
工商時報、2006年10月19日a、「台帳空転擬改実転『台商叫慘』」。

工商時報、2006年10月19日b、「名詞解釋：保證金台帳制度」。

廣東省對外貿易經濟合作庁(2008a)、「廣東傳統勞動密集型產業出口不容樂觀」  
『廣東外經貿与口岸』2008年08月18日：  
<http://www.gddoftec.gov.cn/wjmdt/Detail.asp?ID=6914>。

廣東省對外貿易經濟合作庁(2008b)、「力保10%外貿增長底線、廣東連打組合拳」  
『廣東外經貿与口岸』2008年08月19日：  
<http://www.gddoftec.gov.cn/wjmdt/Detail.asp?ID=6921>。

黃健松、陳穗(2004)、「外高橋發展加工貿易探討」、陳志龍、仲偉林、何奕編  
『保稅區改革与上海的戰略選擇』北京、經濟科學出版社。

賈紹華(2002)、『中國稅收流失問題研究』北京、中國財政經濟出版社。

經濟日報、2006年11月7日、「加工貿易禁止產品、獲一年緩衝」。

經濟日報、2007年8月17日、「因應加工貿易政策、台商盼與吳儀對談」。

經濟日報、2007年9月7日、「國台辦座談、台商訴苦、吳儀明快回應」。

經濟日報、2007年12月4日、「資金不足、還是無解…中行保函、台商大嘆難取得」。

經濟日報、2007年12月13日、「前三季、廣東千家鞋廠歇業」。

聯合報、2008年7月30日、「台商被關、及時通知台協與家屬：台協訪問奏功、  
國台辦指沒通知不合理、海關總署改弦易轍、將比照港澳與外國人辦理」。

兩岸經貿編集部(2003)、「台商經營与活動」、『兩岸經貿』11月号。

兩岸經貿編集部(2006a)、「台商經營与活動」、『兩岸經貿』10月号。

兩岸經貿編集部(2006b)、「台商經營与活動」、『兩岸經貿』11月号。

兩岸經貿編集部(2006c)、「台商經營与活動」、『兩岸經貿』12月号。

兩岸經貿編集部(2007)、「台商經營与活動」、『兩岸經貿』7月号。

人民日報 2008年01月08日、「去年海關稅收增加1480.4億元：全年達7584.6  
億元，增長24.3%，總量与增量均創歷史新高」：  
<http://politics.people.com.cn/GB/6746096.html>。

邵祥林、王玉梁、任曉薇(2001)、『未來國際貿易的主流—加工貿易』北京、對外  
經濟貿易大學出版社。

王晨鐘(2005)、「加工貿易对我國經濟增長影響的實証分析」、『現代財經』2005  
年第8期。

文匯報、2006年10月18日、「薄熙來視察東莞、港企提書面訴求」。

香港工業總會(2007)、「商務部關於2007年第44號公告加工貿易限制類目錄的  
補充說明」：  
[http://www.industryhk.org/tc\\_chi/news/news\\_ind/ind\\_070813.php](http://www.industryhk.org/tc_chi/news/news_ind/ind_070813.php)。

香港特別行政區政府工業貿易署(2008)、「商業資料通告 第365/2008號」：  
[http://www.tid.gov.hk/tc\\_chi/aboutus/tradecircular/cic/asia/2008/ci3652008.html](http://www.tid.gov.hk/tc_chi/aboutus/tradecircular/cic/asia/2008/ci3652008.html)。

香港特別行政區政府駐廣東經濟貿易弁事處(2006)、「《加工貿易禁止類商品目  
錄》有關問題解釋」、GDETO Newsletter 2006年11月8日(第281期)。

張聰德(2003a)、『400台商違法案例實務分析』台北、經華國際投資。

- 張聰德(2003b)、「大陸調降出口對稅措施對台商之影響」、『兩岸經貿』11月号。
- 袁明仁(2007)、「2007年至2008年影響台商的重大政策及加工貿易政策影響分析」、『台商張老師』10月号(第108期)。
- 張曙宵(2003)、『中國對外貿易結構論』北京、中國經濟出版社。
- 趙甦成(2004)、「中國大陸出口退稅政策改革的意涵及其影響」、政大國際關係研究中心編『國際與大陸要情研析報告』、政大國際關係研究中心。
- 中國海關(2008a)、「2007年我國外貿進出口規模高達2.17萬億美元、增長速度連續6年保持在20%以上」海關統計2008年2月28日：  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab4370/module3758/info100591.htm>。
- 中國海關(2008b)、「2007年下半年我國出口退稅調整所涉商品、總體出口增速明顯回落」海關統計2008年2月28日：  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab4370/module3758/info100511.htm>。
- 中國海關(2008c)、「今年上半年我國對外貿易順差規模明顯縮小、月度進口規模連續3個月超過千億美元」海關統計2008年8月14日：  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info123196.htm>。
- 中國時報、2007年4月16日、「台企聯今成立、設有大陸顧問團」。

#### 英語

- Gaulier, G., Lemoine, F. & Ünal-Kesenci, D., (2007), China's emergence and the reorganisation of trade flows in Asia. *China Economic Review*, 18(3), 209-243.
- Lemoine, F. & Ünal-Kesenci, D., (2004), Assembly Trade and Technology Transfer: The Case of China. *World Development*, 32(5), 829-850.
- Naughton, B., (2007), *The Chinese Economy: Transitions and Growth*, Cambridge : The MIT Press.



出國參加學術研討會

計畫編號

96-2415-H-343-006-SS2

計畫名稱

科技移轉與加工貿易在中國一對 Lemoine & Unal-Kesenci 工業二元論的挑戰

出國人員姓名

南華大學 經濟學研究所 助理教授

郭永興

出國時間地點

2008.06 東京

內容說明

本人將期中初步成果投稿到日本中國經濟學會第七屆全國論文大會(舉辦地東京一橋大學)，審查後通過，於 2008 年 6 月份至大會報告。以下為大會報告論文(日文版)。

# 中国加工貿易におけるロビー活動—取引費用の観点からの分析

郭 永興（台湾・南華大学経済学研究科）

## 1. 前書き

何故、最近加工貿易における外資企業は中国政府に対するロビー活動を行うのか。しかも、集団的に行うのか。

1. 日系企業：2006年から、在広州総領事館、広州日本商工会及びジェトロ広州事務所は数回に渡り、広東省国家税務局、税関総署広東分署及び広東省対外貿易経済合作庁への働きかけや提言を行った<sup>1</sup>。
2. 台湾企業：2007年4月16日に、中国各地で結成される「台商協会」（台湾商人協会）は全国総会「全国台湾同胞投資企業連盟会」<sup>2</sup>（以下：台企連）を設立した。台企連が設立される目的は：「台商の利益を守るために...地方の台商協会が解決できない問題に、この台商総会は取り組む」と台企連の会長張漢文氏は語った<sup>3</sup>。台企連が設立されて最初の大仕事は、加工貿易の新政策に対して、中国側への働きかけを行うことである<sup>4</sup>。台企連の努力によって、台商が望んだ台商代表と中国副総理呉儀氏の直接会談が実現された<sup>5</sup>。
3. 香港企業：2007年7月31日に、香港の四大商会の重役と、香港立法会において財界に基盤を持つ自由党の議員2人が広東省の高官達を訪問し、加工貿易新政策についての問題を陳情する<sup>6</sup>。また、加工貿易の問題を解決するために、四大商会は2006年に中国国家副主席曾慶紅氏や中国副総理呉儀氏に宛てて嘆願書を提出した<sup>7</sup>。加工貿易新政策による問題を具体化するために、特区政府の諮問機関である大珠江デルタ商務委員会は、加工貿易関連の新政策が香港企業に及ぼす影響に関する報告書「香港に対する内地加工貿易政策の影響」<sup>8</sup>を発表した。同報告書は、最悪の場合、香港系企業約1500社が操業停止、1万社が生産縮小に追い込まれ、37万5千人が失業すると予測している<sup>9</sup>。

## 2. ロビー活動の背景—加工貿易への引き締め

原因：貿易黒字の抑制、貿易摩擦の解消、産業構造の高度化<sup>10</sup>と環境保護<sup>11</sup>。

<sup>1</sup>在広州日本総領事館のウェブサイト (<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/basicinfo/ikenkokan/index.html>)：「在広州総領事館、広州日本商工会及びジェトロ広州事務所と広東省国家税務局との意見交換」、「税関総署広東分署との意見交換」などの意見書が公表されている。

<sup>2</sup>台企連のウェブサイト：<http://www.qgtql.com/>。

<sup>3</sup>「今日台企連を設立、大陸顧問もある」（台企聯今成立 設有大陸顧問團）、中国時報（台湾）、2007年4月16日。

<sup>4</sup>「加工貿易政策に追われて、台商は呉儀との会談を望む」（因應加工貿易政策 台商盼與吳儀對談）、経済日報（台湾）、2007年8月17日。

<sup>5</sup>「国台辦會議：台商陳情、呉儀は明快に答える」（國台辦座談 台商訴苦 呉儀明快回應）、経済日報（台湾）、2007年9月7日。

<sup>6</sup>「新政策の衝撃、香港商人が広東省高官に陳情」（港商晤粵高層 反應台帳衝擊）、文匯報（香港）、2007年7月31日。

<sup>7</sup>「四大商会が北京に行こう、加工貿易政策の延期を」（四大商會擬赴京要求緩施）、文匯報（香港）、2006年11月4日。

<sup>8</sup>この報告書（内地加工貿易政策對香港的影響）は香港政府の「政制及内地事務局」のウェブサイトからダウンロードできる：<http://www.cmab.gov.hk/tc/issues/council.htm>。

<sup>9</sup>「香港ポスト：加工貿易引き締めで香港系企業大打撃か」、中国情報局ウェブサイトの経済ニュース：

[http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0812&f=business\\_0812\\_005.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0812&f=business_0812_005.shtml)。

<sup>10</sup>『引き締め』が加工貿易に衝撃を与える」（‘緊縮’震蕩加工貿易）、『瞭望新聞週刊』、2007年第36期。『瞭望新聞週刊』は新華社が発行する最重要な週刊である。この週刊に載せた文章の意見は政府の見解とも言える。この文章では、加工貿易の引き締めは短期的には、国際競争力が低い企業に衝撃を与えるが、長期的には、中国にいい産業調整をもたらすと主張する。つまり、中国政府は貿易黒字の抑制と産業構造の高度化を実現させるために、一定の外資企業の撤退とそれに伴う失業等の痛みを予測している。

<sup>11</sup>商務部は多様な措置を講じて「兩高一資」（高汚染、高エネルギー消耗、資源型）製品の輸出を抑制するという政策を実施してきた。「加工貿易管理強化に関連する問題の通知」（商务部关于加强加工贸易管理有关问题的通知、[http://www.gov.cn/zwgc/2007-04/17/content\\_585292.htm](http://www.gov.cn/zwgc/2007-04/17/content_585292.htm)）では、加工貿易企業の審査内容に環境保護とエネルギー消費等を加えることが規定された。

加工貿易抑制政策：

表一、近年の加工貿易抑制政策

発表時間	政策の内容
2005/12/11	加工貿易禁止類商品目録発表
2006/9/14	一部商品の増値税還付率調整および加工貿易禁止類商品の追加 <sup>12</sup>
2006/11/1	加工貿易禁止類商品目録追加
2007/4/5	加工貿易禁止類商品目録発表（既存の通知を調整し現在の目録へ統合） 「 <b>商務部・税関総署・環保総局 17 号公告</b> 」 <sup>13</sup>
2007/4/12	加工貿易管理強化に関連する問題の通知 <sup>14</sup>
2007/6/19	輸出増値税還付率調整に関する通知 <sup>15</sup>
2007/7/24	加工貿易制限類商品目録追加「 <b>商務部・税関総署 44 号公告</b> 」

注）太字は、現在有効な制限・禁止類のリストが添付されている公告

出所：「香港ニュース」、2007年10月号、千葉銀行香港支店。[http://www.chibabank.co.jp/hojin/market/report/schina\\_0710.pdf](http://www.chibabank.co.jp/hojin/market/report/schina_0710.pdf)。

外資企業に最も影響を与える政策は、2007年8月23日から実施された「44号公告」<sup>16</sup>。「44号公告」では、労働集約産業に関わる繊維1,539品目、プラスチックの原料等150品目など全関税品目の約15%を占める1,853品目が制限類に追加されたのである。制限類商品を扱う加工貿易企業は保証金の納付が課される。保証金の納付（銀行保証金台帳制度）とは、企業分類と商品分類の組み合わせにより、加工貿易企業から輸出入品の関税と増値税（付加価値税）相当額の全額（100%）、もしくは半額（50%）の保証金を徴収する。

表二、加工貿易の新政策よりの保証金納付率

企業分類*	制限分類	許可類	制限類（2247品目）		禁止類（1140品目）
			東部地域**	その他地域	
A類企業		0%	50%	0%	取扱不可
B類企業					
C類企業		100%			
D類企業		加工貿易不可			

出所：表一同。

\*A類企業：登記2年以上で違法・密輸行為の無い等の条件を満たした優良企業、B類企業：登記直後の企業や軽いミスがあった企業など（殆どの企業がB類）、C類企業：商務部、税関総署の規定に定める違法行為があったと認定された企業。D類企業：税関により密輸行為があった、或いは違法行為が3回以上あったと認定された企業。

\*\*北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省の10都市。

銀行保証金台帳制度は、脱税と密輸を防止するため、90年代に中国政府によって設けられた。だが、今まで「空転」（銀行保証金台帳制度は実施するものの、保証金は徴収しない）が主流で、「実転」（実際に保証金を税関に納付する）が実施されるのは制限類商品を扱う企業とC類企業だけである<sup>17</sup>。また、大体の企業はB類企業に指定されることによって（郭、2006）、「実転」を必要される企業は少ない。しかも、実務上、C類企業に指定されても、地方政府と地方の税関への働きかけ

<sup>12</sup> 今回の調整では、「両高一資」の製品に加え、繊維品、家具、プラスチック製品など、輸出の牽引役である労働集約型品目の輸出増値税の還付率を引き下げた（水野 亮、2007）。人民元に対する切り上げ圧力をかわすために、初めに輸出品の増値税還付率の引き下げを行ったのは、2004年1月1日であった（張、2003）。今回はそれ以来の2回目である。

<sup>13</sup> 禁止類商品とは、中国の対外貿易法などに基づき、国や海関総署が輸出、輸入或いは輸出入を禁止されるものである（JETRO、2007a）。

<sup>14</sup> 「加工貿易管理強化に関連する問題の通知」には加工貿易製品の国内販売に関する認可権限を市、県（区）レベルの政府に権限委譲することが規定された。この規定は、加工貿易で生産された製品は国内での販売と貿易黒字の縮小を促進することを意味する。

<sup>15</sup> 「輸出増値税還付率調整に関する通知」（关于调低部分商品出口退税率的通知、

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/6050045.html>）によって、2007年7月1日から、増値税輸出還付率の改定は調整期間を置かず実施された。調整対象は2831項目の商品に及び、海関税則商品総数の37%に当たる広範なものとなった。553項目の「両高一資」商品が還付取り消し、2268項目の「貿易摩擦を引き起こしやすい商品」が還付率引き下げとなった。加工貿易の重要な輸出品の衣類については13%から11%へ、還付率を2%引き下げた。

<sup>16</sup> 「中国の加工貿易政策、年末にまた引き締め」（加工貿易政策 大陸年底再緊縮）、工商時報（台湾）、2007年11月2日。

<sup>17</sup> 「加工貿易審査管理暫定施行弁法」（加工貿易审批管理暂行办法、1999年6月1日から実施される）18条。

<http://www.oemchina.net/new/jiamaoxinxi/trade.htm>。

によって、企業が実質の保証金納付を行わない可能性が高いという<sup>18</sup>。以上の実情によって、今まで「実転」は、加工貿易企業にとって脅威にならなかった。しかし、今回の新政策によって、中西部地区進出する企業以外の、制限類商品を扱う全ての加工企業は税関に実質に保証金を納付しなければならない。従って、加工貿易に従事する企業にとって資金負担が拡大する。資金力が弱い中小企業にとって、この新政策は死活問題になる。他に、輸出に伴う増値税還付率の調整（大体の品目は引下げ）は、加工貿易企業の利潤率を大きく圧迫する。

### 3. ロビー活動の成果—引き締めの緩和

外資企業の陳情・ロビー活動によって、加工貿易の引き締めが緩和された<sup>19</sup>。その具体的な成果は：

- 1.加工貿易禁止類商品の調整：2006年9月14日に公表された「一部商品の増値税還付率調整および加工貿易禁止類商品の追加」により、多数の品目が禁止類商品に指定されると外資企業は予測した。香港企業を中心とした外資企業のロビー活動により<sup>20</sup>、同年11月1日に商務部、税関総署、国家環境保護総局が発表した「加工貿易禁止類商品目録」(2006年第82号)号では、影響が大きいと思われる一部品目については、禁止への指定が見送られた(香港特別行政区政府駐広東経済貿易弁事処、2006)。また、一年の移行期が設けられた<sup>21</sup>。
- 2.増値税還付率の再調整は検討中：中国副総理呉儀氏は台商代表と会談した際、引下げた増値税還付率を検討し、再び引上げる可能性があるとの約束した(高汚染、高エネルギー消費、資源型製品ではない品目に限り)。現在、引上げの品目については、中国政府は調整中である<sup>22</sup>。また、2007年末に公表する予定の増値税還付率の引下げの増加品目が中止された<sup>23</sup>。
- 3.保証金の納付方式を緩和<sup>24</sup>：商務部、税関総署、銀行監督委員会は、「台帳保証金の納付方法に係る公告」(商務部、税関総署公告【2007】71号<sup>25</sup>)を公布した。これにより、保証金は現金で積み立てるほか、税関に対して中国銀行が発行する税金納付保証状を提出することで代替できることが明らかになった。
- 4.制限類商品の保証金に関する緩和：「44号公告」によれば、制限類商品を扱う加工貿易企業は保証金の納付が課される。外資企業の反発によって、この政策が緩和された。2007年10月10日に、東莞市は全国で最初に外資企業にこの政策を伝えた。この政策は、制限類商品を扱う加工貿易企業は、製品の高付加価値と技術性を証明できれば、保証金の納付から逃れられるのである。この政策は、外資企業にとって、起死回生の政策と言われる<sup>26</sup>。

### 4. ロビー活動の理論的分析—取引費用の観点から

**基本観点：**加工貿易を「制度」とし、そして中国政府と加工貿易を行う外資企業は、この制度において自分の利益・効用を極大化する行動をとる「組織」とする。外資企業と中国政府の間には、

<sup>18</sup> 「名詞解釈：保証金台帳制度」(「名詞解釋」保証金台帳制度)、工商時報(台湾)、2006年10月19日。

<sup>19</sup> 「香港ポスト：華南07年回顧 変わる投資環境(前編)」、中国情報局ウェブサイトの経済ニュース：  
[http://news.searchina.net/jp/disp.cgi?y=2008&d=0108&f=business\\_0108\\_002.shtml](http://news.searchina.net/jp/disp.cgi?y=2008&d=0108&f=business_0108_002.shtml)。

<sup>20</sup> 「加工貿易新政策一年延期」(加工貿易新政緩行一年)、贏周刊(中国)、第1563期(2006.11.17)。

<sup>21</sup> 「輸出加工企業の「加工貿易禁止類商品目録」対応」、中国情報局ウェブサイトの経済コラム：

[http://news.searchina.net/jp/disp.cgi?y=2006&d=1205&f=column\\_1205\\_002.shtml](http://news.searchina.net/jp/disp.cgi?y=2006&d=1205&f=column_1205_002.shtml)。「加工貿易禁止類目録」(2006年第82号)発布に関する商務部記者会見、日中投資促進機構ウェブサイトの関連ニュース・資料(2006.11.14)

<http://www.jcipo.org/news/20061114.pdf>。

<sup>22</sup> 「加工貿易新政策 台湾企業は移行期を要求」(加工貿易新措施 台商爭取緩衝期)、経済日報(台湾)、2007年9月8日。

<sup>23</sup> 「増値税還付率引下げ政策が減速される」(大陸出口退税調整將減速)、経済日報(台湾)、2007年9月10日。

<sup>24</sup> 「保証状が保証金に替わり、来年普及」(保函取代關稅保證金 明年普及)、経済日報(台湾)、2007年11月2日。

<sup>25</sup> 公告の内容は中国商務部のウェブサイトで見ることができる：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200709/20070905062889.html> と

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/ai/200709/20070905064100.html>。

<sup>26</sup> 「台湾企業大反発、中国の輸出政策逆転」(台商大反彈 大陸出口政策逆轉)、工商時報(台湾)、2007年10月12日。

取引関係が存在する。外資企業はこの取引関係における取引費用を減少するために、ロビー活動を行う。

**取引関係：**加工貿易を簡単に言えば、外資企業は、原材料を海外から輸入し、加工した製品を中国国内に転売しないで、海外へ輸出するということである。加工貿易制度において、中国政府と外資企業の取引は、中国政府は税制の優遇を外資企業に提供し、外資企業は外貨、仕事の機会、技術のスピルオーバーを中国にもたらす。

**取引費用：**市場における取引費用は3種類に分類することができる。それは、探索・情報費用、交渉・決定費用と監視・履行費用である。外資企業と中国との取引関係に存在する主な取引費用は監視・履行費用である。監視・履行費用とは、契約の実行と、契約の条件を遵守しているかどうかを確かめるために契約の相手方の監視に係る費用である。そして、監視費用が高い場合、つまり有効な監視が実行されにくい場合、契約違反が起こる可能性が高い<sup>27</sup>。90年代には、中国政府は外資企業に対する有効な監視が実行できないので、密輸が横行した。密輸問題を解決するために、中国政府は90年代末に、銀行保証金台帳制度、企業分類や法律改正などの改革を行った。これらの改革によって、加工貿易においては、外資企業に対する中国政府の強い立場が確立された（郭、2006）。

**取引の条件の変化：**加工貿易制度が成立した頃、外資企業がもたらす貿易黒字は、中国に欠かせない外貨の取得の手段であった。だが、近年、外資企業がもたらす貿易黒字は、人民元の切り上げを圧迫する。中国政府は貿易黒字を解消するために、労働集約の外資企業（貿易黒字以外に、中国にもたらすメリットは少ない）との取引を中止しようとしている。外資企業に対して、90年代に確立された中国政府のコントロール手段（銀行保証金台帳制度や企業分類等）と外資企業の税務優遇の取消しは、取引関係を中止するいい方法になっている。

**ロビー活動：**外資企業にとって、中国政府の加工貿易の引締めは、一方的に取引条件を変えることを意味する。外資企業は、今まで通りの取引条件（優遇政策）を継続させるために、ロビー活動を行う。したがって、外資企業のロビー活動は、中国政府との取引を続行させるための履行費用と解釈できる。ロビー活動においては、外資企業は、貿易黒字以外のメリット（仕事の機会、技術のスピルオーバー）を強調した。その結果、一定の緩和を得た。つまり、ある程度の取引条件が継続できるのである。

## 5. 結論とこれからの研究

加工貿易制度においては、中国政府は、外資企業に対して一方的に取引条件を変えるほど強い立場を持つのである。外資企業はロビー活動によって、納得できる取引条件を継続させることができるが、取引費用（ロビー活動の機会コスト）を支払わなければならない。

これからの研究

- 1.2006年以後の外資企業のロビー活動と、90年代末の外資企業のロビー活動（郭、2006）との比較研究である。
- 2.加工貿易制度において、組織の変化：例えば、台湾企業については、全国性的企業協会が成立された。2006年以後、台湾企業のロビー活動は、全国総会が中心役になっている。日本企業については、2006年以後の加工貿易に関する日本企業のロビー活動は、在広州総領事館、広州日本商工会及びジェトロ広州事務所など公的組織が連携して行うことが中心になっている。これは90年代には見られなかったことである。

参考文献

<sup>27</sup> E. G. Furubotn and R. Richter (1997, pp.42-43).

日本語

- JETRO (2007a)、「中国で委託加工貿易を行う際の制限品目等について」JETRO のウェブサイトの海外のビジネス情報 ([http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/qa\\_03/04A-001234](http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/qa_03/04A-001234)、調査時点：2007年11月)。
- JETRO (2007b)、「保証金の納付方式を緩和—加工貿易企業の資金負担軽減を図る」『通商弘報』J2007年9月13日 (<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13001743>)。
- 郭永興(2006)「中国の税関問題に関する台湾企業のロビー活動」、『アジア経済』第47巻第9号。
- 水野 亮(2007)、「中国の輸出制限的な動きの問題」、『WTO / 国際経済紛争対策に関するメールマガジン』バックナンバー第28号 (2007年6月29日配信) <http://www.rieti.go.jp/wto-c/070629/070629-5.pdf>。

中国語

- 張聰徳(2003)、「大陸調降出口對稅措施對台商之影響」、『兩岸經貿』11月号。
- 香港特別行政区政府駐廣東經濟貿易弁事處 (2006)、「《加工貿易禁止類商品目錄》有關問題解稜」、GDETO Newsletter 2006年11月8日 (第281期) [www.gdeto.gov.hk/eng/letter/docs/061108-sp.doc](http://www.gdeto.gov.hk/eng/letter/docs/061108-sp.doc)。

英語

- Furubotn, E. G. and Richter, R., (1997), *Institutions and Economic Theory: the Contribution of the New Institutional Economics*, Ann Arbor : University of Michigan Press.



# 中国経済学会

## 第7回全国大会プログラム

日時：2008年6月21日(土)～22日(日)

会場：一橋大学（国立 東キャンパス 東1号館）

<http://www.hit-u.ac.jp/index.html>

後援：一橋大学北京事務所

### 第7回全国大会運営委員会

委員長 江夏 由樹（一橋大学）

委員 佐藤 宏（一橋大学）

委員 南 裕子（一橋大学）

### 【大会次第】

6月21日(土)

理事会

11:30～13:15 1階 会議室

受付開始 12:30～ 1階

分科会報告 13:30～17:10 2階 1201室、1202室、

3階 1301室、1304室

途中休憩 15:10～15:30

会員総会 17:20～18:00 2階 1201室

懇親会 18:10～19:40 一橋大学生協東プラザ・カフェテリア

6月22日(日)

受付開始 9:00～ 1階

分科会報告 9:30～12:10 2階 1201室

3階 1301室、1304室

昼食 12:10～13:10

特別講演 13:10～14:20 2階1201室

休憩 14:20～14:30

パネル討論 14:30～16:30 2階1201室

1日目（分科会報告）

6/21(土)	座	第一会場 2F 1201室	座	第二会場 2F 1202室	座	第三会場 3F 1301室	座	第四会場 3F 1304室
	長	S1 <a href="#">中央集権と地方分権</a> 現代（特別分科会）	長	<a href="#">A 環境・地域</a>	長	<a href="#">B 金融</a>	長	<a href="#">C 企業経済</a>
13:30	題目	加藤 中国の地域別不動産価格の動向 弘 ー不動産価格の変動要因と政 之・府の価格抑制策ー	薛進	中国の地域経済格差の動向と資本投 資による格差への影響	藤村	Finance-growth nexus in China:A Re-assessment	川井	グローバル化における多 国籍企業のローカリゼーションー 日系企業の対中現地化戦略研究ー

～ 14:20	報告者	大学 吉富拓人（横浜国立大・院生、北京日本大使館専門調査員）	軍・名古屋大学	于文浩（中央大学・院生）	幸義・拓殖大学	李佳（愛知大学国際中国学研究センターICCS研究員）	伸一・愛知大学	薛軍（長崎大学）	
	討論者	梶谷懐（神戸学院大学）		矢野剛（徳島大学）		戴二彪（国際東アジア研究センター）		服部健治（中央大学）	
14:20	題目	「積極果敢な楽観主義者」としての地方政府—地方主導型発展パターンの変容—		中国の淮河流域における水汚染の防止と産業構造の調整		中国の株価に対する金融変数の影響		中国企業における国家株比率と企業の収益性の関係	
～ 15:10	報告者	梶谷懐（神戸学院大学）		羅集広（横浜国立大学・院生）		張艶（福岡女子大学）		蘇剣（東北大学・院生）	
	討論者	内藤二郎（大東文化大学）		高田誠（明海大学）		古島義雄（玉川大学）		村上直樹（日本大学）	
15:10～15:30		休 憩		休 憩		休 憩		休 憩	
15:30	題目	中国における再分配システムの現状—中央・地方の視点から		中国経済発展における環境会計導入の必要性		企業間信用：その貢献とメカニズム—蘇南地域の実態調査から—		中国加工貿易におけるロビー活動—取引費用の観点からの分析—	
～ 16:20	報告者	内藤二郎（大東文化大学）		哈申（県立広島大学・院生）、藤田泉（県立広島大学）		白石麻保（北九州市立大学）、矢野剛（徳島大学）		郭永興（台湾・南華大学）	
	討論者	吉富拓人（横浜国立大・院生、北京日本大使館専門調査員）		カク 仁平（東洋大学）		劉徳強（京都大学）		薛軍（長崎大学）	
16:20		総括討論（加藤弘之、吉富拓人、梶谷懐、内藤二郎）				The Examination of Poverty - Targeting of NGOs Microcredit in Rural China Theory and Evidence			
～ 17:10						張偉（山口大学・院生）			
						寶劔久俊（アジア経済研究所）			

\*会員控室：3F1302室

## 2日目（分科会報告、特別講演、パネル討論）

6/22(日)		座 第一会場 2F 1201室	座 第二会場 3F 1301室	座 第三会場 3F 1304室
		長 S2中央集権と地方分権 経済史（特別分科会）	長 D 労働・格差	長 E 農業・農村
9:30 ～ 10:20	題目 江夏 由 樹・ 一橋 大学	1930年代、重慶における銀行設立ブームと 「銀行業界」の形成 報告者 林幸司（亜細亜大学・日本大学） 討論者 千葉正史（明治学院大学）	教育の内部収益率と中国都市部の所得格差 －1988～2002－ 報告者 馬欣欣（慶應義塾大学） 討論者 カク 仁平（東洋大学）	新疆ウイグル自治区における農業生産の効率性分 析－地方と兵団の比較の視点から－ 報告者 藤田 泉・ 県立 広島 大学 討論者 高田誠（明海大）
10:20 ～ 11:10	題目 清末における近代交通行政体制の確立と中 央・地方関係の再編 報告者 千葉正史（明治学院大学） 討論者 田中比呂志（東京学芸大学）	北京における男女間職業分離仮説の実証分析－お茶 の水女子大学F-GENS中国（北京）パネル調査2004 の小分類職種データを用いて－ 報告者 石塚浩美（自由が丘産能短期大学） 討論者 何立新（一橋大学）	中国農村部の所得分布とその規定要因－1999年安 徽省・四川省農家調査の個票データを用いて－ 報告者 孟哲男（桃山学院大学・院生）、嚴善平（桃山学 院大学） 討論者 戴二彪（国際東アジア研究センター）	
11:10～11:20		休 憩	休 憩	休 憩
11:20 ～ 12:10	題目 近代中国における「中央」と「地方」 報告者 田中比呂志（東京学芸大学） 討論者 林幸司（亜細亜大学・日本大学）	Forming a Kuznets Curve among Chinese Provinces 報告者 大西広（京都大学） 討論者 清川雪彦（東京国際大学）	中国の大飢饉時期における過大報告現象 報告者 張志宇（山口大学・院生） 討論者 三橋秀彦（亜細亜大学）	
12:10 ～ 13:10	昼食休憩			

13:10 ~ 14:20	特別講演 会場 2F 1 2 0 1室 司会 渡辺利夫 (拓殖大学) 講師 阿南惟茂・前中国大使 演題 「最近の中国事情と日中関係」
14:20 ~ 14:30 休憩	
14:30 ~ 16:30	パネル討論 会場 2F 1 2 0 1室 テーマ <a href="#">21世紀中国のエネルギー問題</a> 座長 田島俊雄 (東京大学) パネリスト 横井陽一 ((社) 中国研究所)、堀井伸浩 (九州大学)、小泉達治 (農林水産政策研究所)

\*会員控室：3 F 1 3 0 2 室

## 赴大陸地區研究心得報告

計畫編號

96-2415-H-343-006-SS2

計畫名稱

科技移轉與加工貿易在中國一對 Lemoine & Unal-Kesenci 工業二元論的挑戰

出國人員姓名

南華大學 經濟學研究所 助理教授 郭永興

調查時間

2009 年 9 月 4 日－14 日

工作記要：

此次，主要是針對全球不景氣，對台灣、日本加工貿易企業的影響進行調查訪問。訪問成果請看成果報告，此次調查的活動內容如下：

調查團成員：

山本裕美(Yamamoto Hiromi)京都大學經濟學院教授

稻田光朗 (Inada mitsuo) 京都大學經濟學院博士生

郭 永興 (Guo Yung-Hsing) 南華大學 經濟學研究所 助理教授

調查行程

2009 年 9 月 4 日－14 日

2009.9	地點	活動內容
4	上海	上海集合
5	上海	復旦大學訪問
6	上海	資料收集
7	上海 深圳	往深圳移動。
8	深圳	訪問 テクノセンター
9	深圳	上午：テクノセンター的内部企業 下午：台灣企業
10	廣州	上午：今仙電機製作所 下午：鳥取三洋電機（深圳）
11	廣州	上午：鬼怒川ゴム 下午：河西工業
12	廣州	上午：三池工業 下午：エイチワン
13	廣州	資料收集
14	廣州	歸國